【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月26日
【事業年度】	第39期（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）
【会社名】	株式会社セラク
【英訳名】	SERAKU Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長ＣＥＯ　　宮崎　龍己
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目５番25号
【電話番号】	03-3227-2321（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員　経営管理本部長　　米谷　信吾
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿七丁目５番25号
【電話番号】	03-3227-2321（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員　経営管理本部長　　米谷　信吾
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月		2022年８月	2023年８月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
売上高	(千円)	17,859,101	20,858,857	22,221,595	24,776,494	25,517,638
経常利益	(千円)	1,434,021	2,156,500	2,317,709	2,599,037	2,924,113
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	966,159	1,472,452	1,575,719	1,709,688	1,854,501
包括利益	(千円)	969,257	1,472,155	1,574,503	1,711,241	1,856,758
純資産額	(千円)	5,519,152	6,904,217	7,762,614	8,902,774	10,152,813
総資産額	(千円)	9,620,428	11,253,664	12,052,121	13,324,336	14,573,202
１株当たり純資産額	(円)	395.18	490.98	572.00	668.83	781.56
１株当たり当期純利益金額	(円)	69.36	105.35	114.24	127.16	140.46
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	69.00	105.12	114.09	126.89	140.31
自己資本比率	(%)	57.3	61.0	64.2	66.6	69.5
自己資本利益率	(%)	19.1	23.8	21.6	20.6	19.5
株価収益率	(倍)	15.8	12.4	12.4	13.0	10.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	704,481	2,027,754	1,357,112	2,053,446	1,808,392
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△176,949	△195,684	△404,100	△650,754	△200,680
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△328,880	△625,812	△923,341	△634,647	△640,095
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	5,608,159	6,814,417	6,844,087	7,612,132	8,579,748
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用者数〕	(名)	3,373 〔－〕	3,480 〔－〕	3,387 〔－〕	3,276 〔－〕	3,127 〔－〕

（注）　「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第35期の期首から適用しており、第35期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

第38期より「株式給付信託（J-ESOP）」を導入したことに伴い、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額の算定上、信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式を、普通株式の期末自己株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月		2022年８月	2023年８月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
売上高	(千円)	17,323,361	18,717,691	18,962,113	20,485,079	20,752,447
経常利益	(千円)	1,443,406	1,872,555	1,945,341	2,171,554	3,064,749
当期純利益	(千円)	968,717	1,250,425	1,327,515	1,406,389	2,190,108
資本金	(千円)	306,232	307,006	311,269	312,433	323,356
発行済株式総数	(株)	13,954,000	13,988,400	13,833,300	13,680,900	13,560,000
純資産額	(千円)	5,548,676	6,710,966	7,322,341	8,157,649	9,741,039
総資産額	(千円)	9,581,078	10,699,599	11,187,590	12,226,432	13,377,928
１株当たり純資産額	(円)	397.29	477.16	539.43	612.65	749.77
１株当たり配当額 （１株当たり中間配当額）	(円)	8.60 (－)	10.40 (－)	13.00 (－)	13.20 (－)	17.40 (－)
１株当たり当期純利益金額	(円)	69.54	89.46	96.24	104.60	165.88
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	69.19	89.27	96.12	104.38	165.70
自己資本比率	(%)	57.9	62.4	65.2	66.5	72.6
自己資本利益率	(%)	19.0	20.5	19.0	18.2	24.6
株価収益率	(倍)	15.8	14.6	14.7	15.8	8.4
配当性向	(%)	12.4	11.6	13.5	12.6	10.5
従業員数	(名)	3,256	3,351	3,202	3,081	2,600
株主総利回り	(%)	51.9	62.3	67.6	79.2	68.4
（比較指標：配当込みTOPIX）	(%)	(102.0)	(121.2)	(146.3)	(164.8)	(260.2)
最高株価	(円)	2,502	1,794	1,444	1,898	1,779
最低株価	(円)	1,010	935	951	1,211	1,091

（注）１．2017年11月20日より東京証券取引所市場第一部に、2022年４月４日以降は東京証券取引所プライム市場に上場しており、2023年10月20日以降は東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。
２．最高・最低株価は、2022年４月３日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年４月４日以降は東京証券取引所プライム市場、2023年10月20日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第35期の期首から適用しており、第35期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
４．第38期より「株式給付信託（J-ESOP）」を導入したことに伴い、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額の算定上、信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式を、普通株式の期末自己株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
５．2026年８月期の１株当たり配当額17円40銭については、2026年11月27日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。

2【沿革】

年月	概要
1987年12月	東京都豊島区に当社設立
1991年１月	テレマーケティング代行サービス業務を開始
1994年11月	パソコンネットワーク「サンネット」を埼玉県大宮市（現・さいたま市）に開設
1995年10月	インターネット事業部を開設し、コンテンツ制作業務を開始
1997年４月	インターネット事業部にてシステム開発業務へ本格参入
2001年７月	業務拡張のため、本社を東京都新宿区に移転
2002年９月	ネットワークソリューション事業部を開設
2004年11月	札幌支社を開設
2006年１月	大阪支社を開設
2006年５月	福岡支社を開設
2007年11月	本社においてISO27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）取得
2008年９月	システムソリューション事業部を開設
2008年11月	業務拡大により東京本社・別館（東新宿オフィス）を開設
2009年５月	AndroidやiPhone向けアプリの各種リリースを開始
2010年10月	How to動画専門C to Cマーケットサイトcomoco.tvサイトを公開
2011年７月	業務拡大により東京本社・別館（東新宿オフィス）を西新宿本社９階へ増床・移転
2011年７月	Androidを組込んだ鏡型情報端末「スマート洗面台」を発表
2011年９月	中国遼寧省瀋陽市に海外子会社「世科信息技術（瀋陽）有限公司」を設立
2012年４月	札幌ウェブオペレーションセンターを設立
2012年８月	中小企業のIT活用を総合的に支援する「IT侍」をリリース
2013年１月	iPhone向けゲームアプリ「元祖天ぷら侍」をリリース
2013年５月	Androidを使った近未来型家庭菜園「スマート野菜工場」を発表
2013年９月	移動通信インフラサービス部を開設
2014年５月	名古屋支社を開設
2014年７月	横浜支社を開設
2014年９月	刈谷支店を開設
2014年10月	低価格施設園芸向けモニタリングシステム「みどりクラウド」を発表
2015年７月	ITインフラ事業部がISO9001（QMS：品質マネジメントシステム）取得
2016年７月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2017年６月	南島原農業IT研究所を開設
2017年７月	奥出雲農業IT研究所を開設
2017年11月	東京証券取引所市場第一部へ上場市場を変更
2018年３月	「みどりクラウド」が日本ＧＡＰ協会の「推奨農場管理システム」認定を取得
2018年４月	株式会社ピーズエンジニアリング（現：株式会社セラクビジネスソリューションズ）の全株式を取得し子会社化（現連結子会社）
2018年９月	株式会社セラクＥＣＡ（現：株式会社セラクＣＣＣ）を設立（現連結子会社）
2019年９月	東京大学と「人材のパフォーマンス予測・最大化」に関する共同研究を開始
2019年９月	女性向け動画メディアを運営する「C Channel」に出資
2020年２月	24時間365日体制で運用を行うIoT/クラウドサポートセンターを東京都内に開設
2020年４月	畜産業向けIoTサービス「ファームクラウド」を全国展開開始
2020年５月	リモートワークに対応したＤＸ技術支援サービスを開始
2020年５月	国内第２位の青果卸Ｒ＆Ｃホールディングスと青果流通におけるスマート農業の活用に関する業務提携
2020年９月	日本マイクロソフト株式会社と協力し年間200名以上のMicrosoft Azure技術者を育成
2021年３月	株式会社NTTデータと協業しSalesforce定着化支援を起点としたビジネス変革支援サービスを開始
2021年４月	従業員の健康増進、メンタルヘルスケアと生産性改善を目的とする、クラウド型デジタルヘルスケアサービスの提供開始
2021年４月	農林水産省「革新的営農支援モデル開発」事業にてみどりクラウドとAIを活用した青果流通支援プロジェクトが採択
2021年５月	Tableau Softwareとのパートナー契約締結
2021年７月	ネットイヤーグループ株式会社と協業し、Pardotの定着化支援事業を強化
2021年８月	社員の健康を守るクラウドサービス「バイタルプログラム」のベータ版をリリース

年月	概要
2021年10月	施設園芸用資材において高いシェアを持つ東都興業社と業務提携
2022年２月	りそなホールディングス社設立のDX支援子会社へ出資し、合弁事業へ参加
2022年４月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより東京証券取引所市場第一部からプライム市場へ移行
2022年４月	WalkMe社と国内初のカスタマーサクセスパートナー契約を締結
2022年６月	未上場IT企業へのセカンダリー投資事業を開始
2022年８月	会社分割により株式会社セラクＣＣＣへクラウドシステムの運用、定着化支援事業を承継
2022年11月	Solution Partnerとして株式会社Works Human Intelligenceとの協業を強化
2023年１月	株式会社セールスフォース・ジャパンと協業、Tableau活用人材育成サービスを開始
2023年３月	青果流通デジタルサービス「みどりクラウド らくらく出荷」の提供を開始
2023年４月	AIによる青果出荷量予測を実現、主要産地の出荷量予測情報の提供を開始
2023年５月	農業情報学会2023年度年次大会で「みどりクラウド」が開発奨励賞を受賞
2023年６月	「みどりクラウド らくらく出荷」が日本DX大賞SX・GX部門優秀賞を受賞
2023年８月	ChatGPTの企業向けサービス「NewtonX」をリリース
2023年９月	NTTデータ イントラマート社と協業し、クラウドBPM領域に進出
2024年１月	Salesforce NavigatorプログラムにおいてExpert認定を獲得
2024年３月	九州エリアに国内2拠点目となるマネージドサービスセンターを開設
2024年４月	「みどりクラウド らくらく出荷」が食流機構で優良事例として選出
2024年５月	ＡＮＤ　Ｔｈｉｎｋ株式会社の全株式を取得し子会社化（現連結子会社）
2024年７月	株式会社マインドの全株式を取得し子会社化
2024年８月	株式会社セラクＣＣＣがNTTデータ イントラマート社とディベロップメントパートナー契約を締結
2024年10月	農業の生産性を高める圃場遠隔制御サービス「みどりスイッチ」を提供開始
2024年10月	物流効率化による配送コスト低減を目的とした有機農産物の新たな流通方式確立に向け実証を開始
2025年５月	連結子会社である株式会社セラクＣＣＣが同じく連結子会社である株式会社マインドを吸収合併
2025年６月	システム管理者が利活用可能なSalesforce特化型の生成AIサービス「ＡＺＵＳＡ」をリリース
2025年８月	「みどりクラウド らくらく出荷」がDX化加速の成功事例として日本農業新聞に掲載
2025年11月	みどりクラウドが第1回「食と農をつなぐアワード」にて大臣官房技術総括審議官賞を受賞
2025年12月	農林水産省の公表する物流生産性向上取組事例にJAひろしまにおける「みどりクラウド らくらく出荷」の取組が選出
2025年12月	ワークデイとパートナーシップ締結
2026年２月	プロンプト不要で会議の事前準備、会議中、会議後を支援する「NewtonX Minutes」をリリース
2026年４月	「みどりクラウド らくらく出荷」を活用した2つの事業が食料システム機構の優良事例として選出
2026年５月	次世代AIコードエディタ「Cursor」Enterprise版を全社導入
2026年５月	JAえちご中越における「みどりクラウド らくらく出荷」の導入が物流DXの実現事例として日本農業新聞に掲載
2026年５月	最小限のプロンプトでAIが自律的に調査や資料作成を行う「NewtonX Core」をリリース

3【事業の内容】

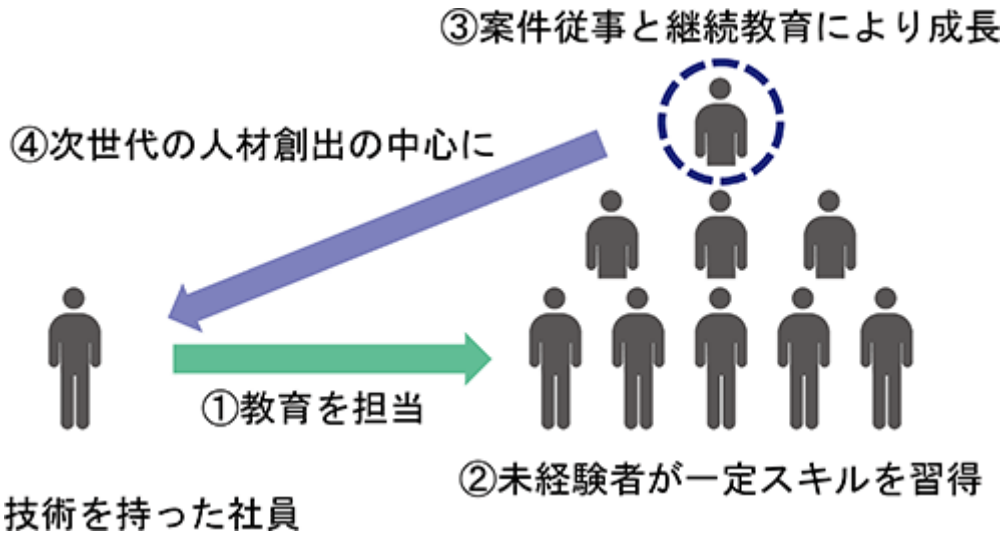
当社グループは、『IT技術教育（人材育成）によりビジネスを創造し、社会の発展に貢献する』との経営方針のもとに、SIからDXまでの事業を融合したデジタルインテグレーション（DI）、みどりクラウド、機械設計エンジニアリングの事業セグメントにて、3,000名程度の自社エンジニアと2,500社以上のビジネスパートナーが幅広いITサービスを提供しております。当社独自の採用、教育体系によりその時代のニーズに合わせたIT人材を創出し、営業活動により各人材の技術レベルにあった業務を獲得することによって、事業規模を拡大させてまいりました。

当社グループが提供するサービスは主に、企業が抱える問題に対してITを用いた解決策の提案及びその実現を行う「ソリューションサービス（*1）」と、直接クライアント先で技術提供を行う「オンサイトサービス（*2）」の２つの形態があります。

ネットワークやサーバー等のインフラ基盤構築をはじめとしたSI領域、各クラウドサービスの構築から社内の運用定着支援まで上流から下流工程をソリューション提供するDX領域、一次産業分野のDX化を推進するみどりクラウド事業、ハードウェア領域の技術力を強みとした機械設計エンジニアリング事業においては、そのノウハウや技術を深化させ付加価値を向上することで社会課題の解決に取り組んでまいりました。特に、昨今は潮流であるAIを取り込んだ事業モデルの構築を現在全社的に取り組んでおります。

当社は、就業意欲が高いIT業界未経験者の採用を行うことで安定的に人員を確保し、当社独自の教育プログラムにより未経験であっても入社から１ヶ月～２ヶ月でITエンジニアとしての就業を可能としております。また、各部門の事業活動及び新商品開発から得られた技術やノウハウを蓄積した教育プログラムを「セラク情熱大学」として提供することで、永続的な技術力向上を図っております。一方で、当社の人材育成力を強みとした営業活動を積極的に展開することにより多様な案件を獲得しており、対応可能な事業領域を拡大しております。このような採用、教育、営業の三位一体のビジネスモデルを採用することにより、就業時から段階的にその時のスキルに合った業務内容で従事できる体制を整備しております。また、未経験者を採用してITエンジニアに教育する仕組みは維持しつつ、採用基準を引き上げ、技術水準の高いハイレイヤー人材やAIポテンシャルの高い人材を採用する方針に切り替えつつあります。AIを活用したプログラム開発やAIを組み込んだサービスなどが広がりつつあることから、同社は専任のAIチームを立ち上げるなど、事業環境の変化に適応するための取り組みを進めております。

＜当社の教育型人材創出モデルのイメージ＞



この教育型人材創出モデルの特徴は次のとおりです。

ａ．IT業界未経験者を短期間で教育し早期就業を可能にしています。

ｂ．大手SIer（*3）が請け負う大型案件や大手企業におけるIT運用案件ではエントリーレベルの業務が一定量発生しますが、大手SIerにとっては自社の人員はコストが合わないことや、IT運用案件においては一定技術を持った人員が長期的に必要となるため、人員を外部調達することが一般的です。当社は経験の浅いエンジニアを運用担当人員として供給しています。

ｃ．一定程度のスキルを身に付けたエンジニアは、エンドクライアント向けのソリューション案件やチーム型案件のリーダーや人材育成担当、あるいは、当社における新規ITビジネスの創出を担当することができます。

また、下記の事業拠点をベースに日本全国で事業活動、採用活動を展開しております。



当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社と子会社３社で構成されています。当社グループの事業内容及び当社と関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) デジタルインテグレーション事業（当社、子会社　株式会社セラクビジネスソリューションズ、株式会社セラクＣＣＣ、ＡＮＤ　Ｔｈｉｎｋ株式会社）

ITインフラソリューションとしてITシステムの構築・運用・保守を手掛けるほか、IoTクラウドサポートセンターでは24時間365日体制でクラウドインフラやIoTサービスの運用を提供し、企業のICT環境のクラウド化を幅広く支援しております。また、DX領域として、様々なクラウドシステムの運用・定着化支援を軸としたカスタマーサクセスソリューションサービスを提供しております。

①　ＩＴインフラ分野におけるサービス

コンピュータ及びネットワークシステム、サーバ等のITインフラにおける設計・構築・運用・保守までITシステムのライフサイクルのどのフェーズでもクライアントのニーズに合ったサービスを提供します。

ａ．ネットワーク設計構築・運用

中小・中堅企業から、数万人規模の大企業のネットワーク設計構築・障害対応、設定変更などの運用を行っています。

また、コンピュータウィルス対策やネットワークへの不正侵入・盗聴による情報漏えいなどを防ぐための高度なセキュリティ対策なども提供しています。

ｂ．サーバ設計構築・運用

企業内及び顧客へのサービス提供のために利用される各種サーバシステムの設計構築及び運用を行います。また、コスト削減・省電力化を実現するとして注目されるサーバの仮想化（*4）は当社の得意分野であり、積極的なエンジニアの資格取得を進めております。

ｃ．ＩＴインフラ機器のリプレース

パソコンやサーバ、ネットワーク機器などのITインフラに関する機器にはメーカー保証が定められていることや、ユーザー数の最も多いOSのWindowsが数年間隔で新しいバージョンをリリースし、旧バージョンのサポートが終了することから、ITインフラ機器の入れ替えは企業にとって必須となります。当社では数台の小規模なリプレース作業から数千台規模の大規模な機器のリプレース作業まで、また、パソコンだけでなく、サーバやネットワーク機器などあらゆるITインフラ機器のリプレース対応が可能です。

②　ＩＴインフラ事業におけるオンサイトサービス

主に企業の情報システム部門や、SIerにエンジニアが常駐し、クライアント社内や商用ネットワーク及びサーバの設計構築、運用保守業務を行います。

ITインフラの分野においては、24時間365日安定稼動させることが求められるため、運用保守業務では特に、高度な専門知識までは求められないまでも、技術マニュアルを読みこなした上での障害対応や設定変更などの運用技術力のあるエンジニアが必要となります。

当該サービスは、業務の性質上多人数のチーム体制によってサービスを提供する割合が高いこと、また先行して事業拡大に着手したことから、当社において最も社員数の多い主力サービスとなっています。

③　クラウド＆ソリューション

企業のIT環境をクラウド化するための設計構築、クラウド環境の運用・監視サービスを提供しています。24時間365日稼働のIoTクラウドサポートセンターにおいては遠隔で企業システムの管理・運用を行っています。

④　スマートソリューション事業におけるソリューションサービス

業務システムやWEBシステムの設計・開発を行っています。また、ソフトウェアやハードウェアの検証（*5）専門の部門を有しており、より質の高いシステムを提供しています。

⑤　スマートソリューション事業におけるオンサイトサービス

システム開発は大規模になればなるほど開発に関わるエンジニアが多数必要となり、自社の社員だけでなく協力会社のエンジニアと共に開発する必要が生じます。未経験者を中心に採用も積極的に行い、クライアントの要望にあったスキルのエンジニアをクライアント先に常駐させるサービスを行っています。

業務内容としては、比較的大規模な、WEBシステムやスマートフォン用アプリ、Java（*6）を用いた業務系システムや検証業務などを行っています。また、オンサイトサービスで習得したノウハウを自社サービスの品質向上及びサービス拡大にも繋げています。

⑥　ＲＰＡ

企業内における反復・定型的作業について、システムの自動化支援を行います。それぞれのビジネスにおける課題の洗い出しから実証実験、本番導入、24時間365日の稼働監視などの運用フェーズ、さらにはデータを活用したAI構築のサポートまでワンストップで提供し、ビジネスの課題解決や新たな価値創造を行います。

⑦　ウェブマーケティングコミュニケーション事業におけるサービス

クライアントから直接依頼があった以下のような案件を社内で制作しています。

ａ．ウェブサイト制作及びディレクション（*7）

コーポレートサイト、ECサイト、各種WEBサイトのコンテンツ企画及びデザイン制作、ディレクション

ｂ．ウェブサイト運用

WEBサイトやメールマガジンなどの定期的、定型的なコンテンツ制作、更新、ECサイトや付随する顧客データベース（*8）の構築・管理、メール配信、アクセス解析（*9）などを行うためのウェブシステムの運用

ｃ．ウェブマーケティング

インターネット上での商品や自社サービスの認知拡大や販売促進、インターネット広告（*10）などオンラインプロモーションの企画、運営

⑧　ウェブマーケティングコミュニケーション事業におけるオンサイトサービス

主に広告代理店やSIer、メーカーなど直接クライアント先に常駐し上記⑦ａ．～ｃ．の業務を行います。企業にとって消費者との最大の接点であるウェブサイトやソーシャルメディア、また、それらの媒体への誘導を行うネット広告やプロモーション企画の運営はニーズが堅調に拡大しています。

⑨　サイバーセキュリティ

企業向けセキュリティサービスの提供と24時間365日稼働のIoTクラウドサポートセンターによる管理・運用サービスを行っています。

複雑化する企業ネットワークはさまざまなリスクに晒されており、安全なデータ運用を実現するには、セキュリティ対策の強化が必須となっています。

サイバーセキュリティに関するスキルと知識、ノウハウを備えたエンジニアがサービスを提供し、スペシャリストによる各種環境の診断からコンサルティング、対策の立案、導入支援、社員教育まで万全なセキュリティ体制の構築を支援します。

⑩　カスタマーサクセスソリューション

営業支援ツールであるクラウド型CRM「Salesforce.com」、大手向け統合人事システム「COMPANY」等を中心としたクラウドシステムの定着化・運用支援サービスを提供しています。

導入時の構築から既存環境への移行、運用マニュアルの作成、導入後のユーザー管理、カスタマイズといった旧来からのシステム活用支援だけでなく、データ活用やマーケティングの強化など、より効率的かつ効果的な利用ができるよう定着化や運用の支援を行っております。

Salesforce.com は、運用(常駐・リモート)支援や定着・活用支援、Salesforce 活用研修などのサービスを提供しています。COMPANYは、Works Human Intelligence社（以下WHI社）の統合人事システムであり、当社はWHI社からオフィシャルパートナーに認定されています。これまでに数多くの企業への導入・活用支援を手掛けました。WHI社のホームページに掲載されているオフィシャルパートナーは７社あり、同社のCOMPANY技術者は協業パートナーの中で最多の150名超を擁します。

⑪　法人向けChatGPT導入・活用支援サービス

企業におけるAI活用による業務変革に貢献する、安心安全にChatGPTを利用するための法人向けサービス「NewtonX」の導入・活用支援サービスを行っております。

(2) みどりクラウド事業（当社）

ITを用いて農業・畜産・水産のDX化を支援する「みどりクラウド」「ファームクラウド」などのプラットフォームサービス、青果流通を効率化する「みどりクラウド らくらく出荷」サービス、一次産業をはじめとした各産業分野の個別課題を解決するソリューションサービスを展開しております。

また、当社はみどりクラウド事業部を、「AI・IoTをはじめとする先端技術を社会実装する役割を担う事業部門」と位置付けています。研究開発で培ったAI・スマートテクノロジーの技術資産と専任のAIチームを基盤として、既存事業・新規事業を問わず、グループ全体のAIサービス開発をけん引します。

農業・畜産・水産分野を一つの適用領域として、DX化支援のプラットフォームサービス「みどりクラウド」「ファームクラウド」を展開するほか、一次産業をはじめとした各産業分野の個別課題を解決するソリューションサービスを展開します。中でも「みどりクラウドらくらく出荷」の開発を通じて獲得したコア技術（多種多様で大量の荷物を瞬時に把握する技術・トレーサビリティの確保）は、物流や入出庫管理の省力化とペーパーレス化を実現するものであり、青果流通だけでなく、労働人口の減少や物流の制約といった課題を抱える幅広い産業分野へ適用可能です。このように、当社はみどりクラウド事業を農業DX支援に留まらない成長基盤と位置付けています。

①　みどりクラウド

施設園芸農家向けに農業IoT（*11）サービス「みどりクラウド」のサービス提供を行っています。

設置端末である「みどりボックス」の販売と取得したデータの蓄積・分析・アラートなどを提供するクラウドサービス「みどりクラウド」、GAP（農業生産工程管理）認証取得に対応した農作業記録・管理サービス「みどりノート」などの販売・サービス提供を通じて、農作業のIT化と生産性向上を支援しています。

②　ファームクラウド

畜産業向けに開発されたIoTサービスであり、畜舎環境の遠隔モニタリングを可能にします。温度・湿度・二酸化炭素濃度といった一般的な環境指標を可視化するだけでなく、アラート機能を標準装備しており、異常発生時にはスマートフォンでのプッシュ通知やメールにて、そのアラート連絡を受け取ることができ、飼育や経営に役立てることで収益性を高めます。

③　みどりクラウド らくらく出荷

これまで手書き伝票が基本であった青果流通の現場に、バーコードやクラウドシステム、スマートフォンアプリなどを組み合わせたデジタル技術を導入し、農業者や出荷団体にとって負担となっていた集荷・出荷における計数・伝票発行作業を大幅に省力化するサービスを提供しています。

④　IoTソリューション/AI/データサイエンス

ａ．IoTソリューション

センサー選定、組み込み、クラウドによるデータ蓄積・可視化までをワンストップでプロデュースし、様々な産業におけるIoT化をクラウドサービス×ソリューションで実現します。「みどりクラウド」で培った技術を活用し、畜産業等の一次産業分野をはじめ、製造、建築などの分野へIoTサービスを展開しており、さまざまな課題の解決、業務改善、新しいビジネス価値の創造などに繋げています。

ｂ．AI/データサイエンス

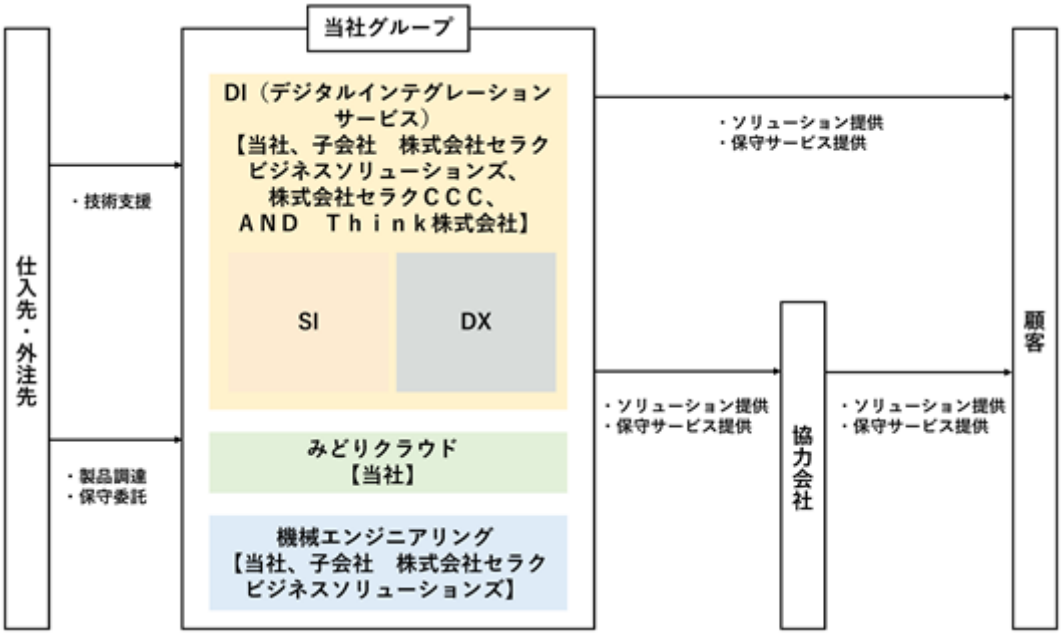
高い専門性を備えたデータ・サイエンティストが、統計モデルや機械学習、データ分析等の手法を駆使して、ビッグデータを整理・活用し、共通点を探りながら、有益な知見を抽出します。データ分析からコンサルティングまでワンストップでサポートし、企業が直面する課題を解決します。

(3) 機械設計エンジニアリング事業（当社、子会社　株式会社セラクビジネスソリューションズ）

3DCAD分野の技術提供、機械・金型などの受託設計サービス、通信建設・情報通信分野への技術提供を行っています。

［事業系統図］

当社グループの事業の系統図は、次のとおりであります。



＜用語解説＞

番号	用語	意味・内容
*1	ソリューションサービス	主に請負契約において、成果物の納品によって技術提供を行うサービスのこと。
*2	オンサイトサービス	主に派遣契約及びチーム体制における客先での作業を前提とした請負契約において、技術者の時間稼働もしくは成果物の納品によって技術提供を行うサービスのこと。
*3	SIer	情報システムの開発において、コンサルティングから設計、開発、運用までを一括で請負う企業のこと。
*4	サーバの仮想化	１台のサーバ（物理サーバ）を複数台の仮想的なサーバ（仮想サーバ）に分割して利用する仕組みのこと。それぞれの仮想サーバではOSやアプリケーションを実行させることができ、あたかも独立したコンピュータのように使用することができます。
*5	検証	構築したシステムやアプリが設計した通りに動作するか、想定外の操作を行った時に正しくエラー処理を行うか等の動作チェックを網羅的に行うこと。
*6	Java	業務システム開発において使用されることが多いプログラミング言語。Android上でのアプリケーション開発でも使用される。
*7	ディレクション	ウェブサイトの構築や運用において、コンテンツ内容の企画や設計などの専門的業務やスケジュール管理、各関係者との連絡・調整業務などの進行管理業務のこと。
*8	顧客データベース	主にECサイトなどで使われる、顧客の名前、住所、電話番号などの基本情報や、購入履歴、対応履歴などの拡張情報を格納するデータベースのこと。
*9	アクセス解析	ウェブサイトのユーザーがどのページをどのくらいの時間閲覧したか、どのページにどのくらいの閲覧数があったか等のアクセス状況を数値化・可視化してウェブサイトの問題点や改善点を抽出する分析手法のこと。
*10	インターネット広告	バナー掲載や検索ワードに連動して広告を表示させる検索連動型広告など、企業が自社のウェブサイト以外で自社ブランドや商品・サービスをプロモーションするための広告のこと。
*11	IoT	Internet of Thingsの略。全てのモノがインターネットに繋がる、という概念を示しており、様々な機器がインターネットを通じてデータを送受信することにより、様々なモノの制御や監視に役立つと考えられている。

４【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合（%）	関係内容
（連結子会社） 株式会社セラクビジネスソリューションズ （注）１，２	東京都新宿区	100	機械設計受託業務、3DCAD教育、機械製図教育、機械設計技術者派遣事業	100	役員の兼任　有
（連結子会社） 株式会社セラクＣＣＣ （注）１，２,３	東京都新宿区	100	クラウドシステムの運用・定着化支援事業などのIT関連事業	100	役員の兼任　有
（連結子会社） ＡＮＤ　Ｔｈｉｎｋ株式会社 （注）１	愛知県名古屋市	20	ITソフトウェア受託開発事業、その他IT関連事業	100	役員の兼任　有

（注）１．有価証券届出書又は有価証券報告書を提出しておりません。
２．特定子会社であります。
３．株式会社セラクＣＣＣについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
主要な損益情報等　（１）売上高　3,931,119千円
（２）経常利益　568,978千円
（３）当期純利益　405,803千円
（４）純資産額　554,222千円
（５）総資産額　1,314,500千円

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「IT技術教育（人材育成）によりビジネスを創造し、社会の発展に貢献する」ことを経営方針として掲げております。具体的には、当社グループの強みである採用力とIT技術教育によりIT人材を創出し、顧客のITプロジェクトを支援することに加え、当社のIT技術教育ノウハウを広く社会に還元することでITエンジニアのスキルアップや付加価値創出を行う企業として社会の発展に努めてまいります。また、「みどりクラウド」をはじめとしたIT技術力を生かした独自商品サービスや新商品を開発・展開し、デジタルトランスフォーメーション領域において社会課題を解決するITビジネスを展開することで、企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 経営環境及び対処すべき課題等

現在のわが国の経済は、米国による通商政策をめぐる不確実性の高まりを背景に、海外経済の先行きに対する不透明感が継続しました。また、ウクライナ情勢や中東地域をめぐる地政学的リスクの長期化に加え、為替相場や資源価格の変動等もあり、依然として不確実性の高い状況が続きました。さらに、世界的なAI需要の拡大を背景に半導体の需給が逼迫する状況もみられました。一方、国内においては、企業収益の改善や賃上げを背景とした所得環境の改善に加え、インバウンド需要の堅調な推移や設備投資の増加などにより、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。また、日本銀行による金融緩和的な政策からの転換が進むとともに、長期金利も上昇傾向で推移するなど、金融環境にも変化が見られました。このような経済環境のもと、先行きについては、米国の通商政策の動向や物価動向、海外経済の不確実性、金融政策の動向等を注視する必要がある状況となっております。そのような中、当社グループの将来の業績は、技術力の高いエンジニアの確保とその稼働率の多寡にかかっております。これを実現するために、優秀な人材の採用及び育成、パートナー企業との連携強化、営業の強化、AI活用に向けた人材育成・投資、新規事業の開発と拡大、企業の社会的責任への取り組みへの対応について、バランスを取りながら永続して強化を図ることが最大の課題であると認識しております。

そこで、当社グループは、以下のような点に留意し経営活動に取り組んでまいります。

①　優秀な人材の確保、育成

当社グループは、顧客にIT技術を提供できる人材を自社で採用し、入社後の技術研修をはじめとした社内教育を行うことでIT技術とビジネススキルを備えた人材を顧客に提供できることを強みとしております。

こうした強みをさらに伸ばすため、採用基準を引き上げハイレイヤー人材の採用を強化するとともに、ビジネスパートナーとの連携強化によりソリューション提供体制を拡充してまいります。加えて、高難度のIT技術研修を通じて、質の高いサービス提供の実現に取り組んでまいります。

②　AIソリューションカンパニーへの進化

生成AIをはじめとするAI技術の急速な進展により、企業のAI実装・活用に対する需要は拡大しており、これに対応できるAI人材の育成が重要な経営課題となっております。

そのため当社グループでは、自社エンジニアのAI人材への転換を進めるとともに、自社AIプラットフォームの開発・活用や社内業務へのAI活用を通じて、AIを活用した高付加価値サービスの提供体制の構築に取り組んでまいります。

③　大規模プロジェクトを取りまとめるプロジェクトマネジャー（PM）の育成

高付加価値の大規模プロジェクトをより多く受注し、また受注したプロジェクトを円滑に進行するためには多数のプロジェクトマネジャーの確保が必要不可欠となります。

そのため当社グループでは、プロジェクトマネジャーを育成するための研修制度を整備し、高付加価値の大規模プロジェクトをより多く受注できる体制構築に取り組んでまいります。

④　営業の強化

エンジニアのキャリアアップを実現するためには大規模プロジェクトを受注するための営業力や、みどりクラウドやSalesforceをはじめとする先端DXソリューションを顧客に提案する営業力などが必要不可欠となります。

そのため当社グループでは、営業個人の提案力、営業力の強化を図るための研修制度の整備や多様な営業手法の導入を行ってまいります。また、営業体制を拡大することや顧客満足の向上を図るため営業部門と技術部門の連携強化についても取り組んでまいります。

⑤　新規事業の開発と拡大

長期にわたる企業成長を実現するためには、次なる成長のための新規事業の開発と拡大が重要と考えております。生成AIの普及に伴い企業のAI実装・活用ニーズが拡大する中、当社グループは、人材提供にとどまらず、AIを活用した業務プロセスの再構築（BPR）を支援する企業への転換を進めております。当社の強み・経験を活かした「日本型FDEモデル」を確立し、AI分野の「NewtonX」の事業拡大を図るとともに、情報セキュリティ領域での価値提供や農業IoT分野の「みどりクラウド」の拡大など、新規事業の研究開発に取り組んでまいります。

⑥　企業の社会的責任への取り組み

当社は、経営理念の１つである「世の為人の為に、貢献する」を実践するため、CSR（企業の社会的責任）活動に積極的に取り組んでおり、次の二点につきましても徹底した取り組みを図ってまいります。

(a) 企業統治に係る責任の自覚

当社グループは、監査役監査及び内部監査の充実並びに管理部門をはじめとした内部管理体制の充実により、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理体制の整備と実効的な運用を図ってまいります。

(b) 企業モラルの堅持

当社グループは、顧客企業の機密厳守をはじめとする厳格な情報管理が事業活動継続の生命線と考えており、ISO27001(ISMS)を取得しております。引き続き、このような意識を経営幹部以下全ての従業員に自覚させるために、入社時及び随時に研修を行い、教育・啓蒙を行ってまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取り組みは次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に対して、以下の経営理念のもと、社長を最高責任者としてサステナビリティへの取り組みを強化しております。 取締役会はサステナビリティ全般に関するリスク及び機会の監督に対する責任と権限を有しており、適宜対応方針及び実行計画について活発な協議を行っております。

＜経営理念＞
・永続的に発展する企業を目指す
・変化にチャレンジする
・世の為人の為に、貢献する
・社員の幸福を追求する

詳細は、「第４提出会社の状況　４コーポレート・ガバナンスの状況等（１）コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

当社は、社会課題への取り組みを推進することで、グループとして長期的な成長基盤を構築し、社会的価値の創造と社会の発展に寄与しております。

これまで、ITインフラ分野を中心にIT人材の育成を積極的に行ってまいりました。持続可能かつ強固なITセキュリティの構築や顧客ニーズに合わせたサービスの提供など、IT社会におけるシステムの安全な運用を支えるだけでなく、IT未経験者を独自の教育モデルや研修システムによってIT技術者へ転換するなど、社会全体が抱えるIT人材不足という大きな課題に対してアプローチしております。また、技術領域を積極的に広げ、AIやIoTなど先端技術領域において新たなイノベーションを創出しております。

その他、当社独自のサービスとして、農水産DXプラットフォーム「みどりクラウド」「ファームクラウド」、農水産ソリューション「みどりクラウド らくらく出荷」を展開しております。データ活用や生産者支援プラットフォームだけでなく、第一次産業全体を領域とした総合ソリューションを提供し、農業分野をはじめとする第一次産業の生産性向上や活性化といった社会的課題の解決をIT技術によって果たしてまいります。また、企業におけるAI活用による業務変革を推進すべく、安心安全にChatGPTを利用するための法人向けサービス「NewtonX」の導入・活用支援サービスを行っております。

こうした事業を支え、経営戦略を実現するために最も重要な資本は「人財」であることを認識し、人的資本の価値を高めるべく、様々な取り組みを行っております。人材の多様な視点や価値観を尊重するほか、タレントマネジメントシステムによる人材価値の可視化、健康増進に向けたウォーキングプログラムなど実効性のある取り組みを強化し、健康経営を推進してまいります。

当社の人材育成方針及び社内環境整備方針は以下のとおりであります。

人材育成方針

当社は、「企業としての永続的な発展」及び「社員の幸福の追求」のために、変化の速く、大きいIT業界において、それぞれの領域で活躍できる「主体的に学び、となりの人と共に成長し続ける人材」の育成を目指します。

その実現に向けて、包括的な教育体系とナレッジデータベースの整備等による「知の共有」を図るとともに、スキルの可視化による戦略的なローテーションや業務アサインを実施することで、業務経験を通じたスキルアップ・キャリアアップ機会の創出を図ります。また、適切な評価・フィードバックによって社員の成長意欲を醸成するとともに、主体的な学びを支援することで、専門性を有した多様な人材を育成し、組織力の強化を図ります。

リスキリングを通じたIT人材の創出を継続しつつ、付加価値の高いIT技術を持つプロフェッショナル人材の育成にも注力し、人材投資を積極的に行うことで、デジタルインテグレーターとして社会やお客様により一層の価値を提供できるよう、経営戦略や人事戦略と一体となった人材育成を促進していきます。

社内環境整備方針

年齢や性別、国籍に関わらず、社員一人ひとりがやりがいと誇りをもって働けるよう、多様な人材の活躍を支援する働きやすい社内環境の整備に努めています。リモートワーク等を含む柔軟な働き方の実現や出産・育児・介護などに対しての制度整備を進めるほか、自社サービスを含めた健康経営の推進を行い、社員の健康、幸福を実現することによって、会社の永続的な発展を目指しています。

(3) リスク管理

当社グループは、サステナビリティに関するリスク及び機会について、サステナビリティ委員会での審議・検討と共に、必要に応じて取締役会における審議・決議を行い、当社グループにおいて発生し得る損失の危険に対応するための取り組みの検討や具体的な指示を、当社グループ内へ展開しております。

詳細は、「第４提出会社の状況　４コーポレート・ガバナンスの状況等（１）コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

上記「(2) 戦略」において記載した、人的資本の充実・強化と併せて、施策を継続的に評価・管理するための指標及び目標の設定を検討してまいります。なお、当連結会計年度末現在、人材育成方針及び社内環境整備方針に関連して管理している指標に関する目標とその実績は、次のとおりであります。

人的資本に関する事項

指標	目標	実績
女性管理職比率	10%以上 （2028年８月末までに）	8.6%
一月あたりの労働者の平均残業時間	20.0時間未満を継続	11.1時間
年次有給取得率	70%以上	87.0%
障がい者雇用率	法定雇用率の維持	2.96% （2026年８月時点）
ウォーキングキャンペーン参加者数	-	562名 （2026年５月開催）
健康管理アプリ*利用者数 [*ウォーキングアプリ/QOLism（キュオリズム）]	-	1,686名

※指標及び目標は、提出会社のものを記載しております。
詳細は、「第１企業の状況　５従業員の状況」をご参照ください。

3【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境の変化に伴う当社の優位性低下

当社グループは、IT技術を中核とし、他領域へ事業を水平展開することでドメインの拡大を図り、各事業領域では、オンサイト型、ソリューション型の技術支援に加え独自の新商品サービスを展開し技術の高度化を図ってまいりました。しかしながら、事業環境の変化に十分な対応ができなかった場合、若しくは、顧客のニーズを的確に捉えたサービスを提供できなくなった場合やそれ以外の何らかの要因により当社の競争力が低下した場合には、当社の事業戦略、財政状態及び経営成績に大きな影響を与える可能性があります。

(2) 景気動向及び業界動向の変動による影響

当社グループが提供するサービスは、企業を取り巻く環境や企業経営の効率化などの動きにより、顧客のITに対する投資抑制策等の影響を受けることから、経済情勢の変化に伴い事業環境が悪化するなどした場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 人材の確保及び育成

当社グループが成長に向けて更なる企業基盤を拡充するためには、関連する技術ノウハウを有する優秀な人材の確保・育成が不可欠であります。IT業界における慢性的な人材不足のなか、当社グループでは優秀な人材の確保・育成のために教育制度の充実等、継続した人的資本投資を行っておりますが、今後退職者の増加や採用の不振等により必要な人材を確保することができない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 個人情報を含めた情報管理体制

当社グループはシステム開発や運用、又はサービス提供の遂行過程において、顧客の機密情報やユーザーの個人情報を取り扱う可能性があります。また、社内日常業務を遂行する過程においても、役員及び従業員、取引先企業の役職員に関する個人情報に接する機会があります。

当社では、システム上のセキュリティ対策に加え、様々な情報を取り扱うシステム開発・運用サービス業者としての信頼性を高めるため、情報セキュリティマネジメントシステム「ISO/IEC27001（JISQ27001）」を取得しております。また、当該公的認証に準拠した「情報セキュリティマニュアル」を整備し、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の運営、維持、改善に努めております。しかしながら、こうした取り組みにより将来にわたり情報漏洩を完全に防止できる保証はなく、仮に個人情報その他の機密情報が外部流出するような事態が生じた場合には、当社グループの社会的信用に与える影響は大きく、その代償として当社グループの経営成績にも多大な悪影響が及ぶ可能性があります。

(5) 法的規制

当社グループが提供するサービスのうち、人材派遣サービスは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（労働者派遣法）に基づいた労働者派遣事業として厚生労働大臣の許可を受けて行っております。労働者派遣法では、労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、当社が労働者派遣事業主としての欠格事由（労働者派遣法第６条）、及び、当該事業許可の取消事由（同法第14条）に該当した場合には、厚生労働大臣が事業許可の取消、業務の停止を命じることができる旨を定めております。現時点において認識している限りでは、当社グループにおいてはこれらの法令に定める欠格事由及び取消事由に該当する事実はありません。しかしながら将来、何らかの理由により許可の取消等が発生した場合には、当社グループの事業運営に大きな支障をきたすとともに、業績及び財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

また、これまでに施行された労働者派遣法改正法が当社グループ業績に与える影響は限定的でありましたが、今後の動向によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループは前述の労働者派遣法の他、職業安定法、労働基準法等の労働関連法令等により、規制を受けております。法令の変更、新法令の制定、又は解釈の変更等が生じた場合、当社グループの事業が制約され、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（許認可等の状況）

許認可等の名称	有効期限	許認可等の番号	規制法令	所轄官庁等	取消事由等
労働者派遣事業許可	2026年４月１日～ 2031年３月31日	派13－080517	労働者派遣法	厚生労働省	労働者派遣法第６条に定められている条項に抵触した場合

(6) 派遣・請負エンジニアおよびスタッフに関する業務上トラブルの発生

スタッフによる業務遂行に際して、スタッフの過誤による事故やスタッフの不法行為により訴訟の提起又はその他の請求を受ける可能性があります。当社グループは、スタッフの作業にあたり、事故を未然に防ぐために管理体制を整えておりますが、上記トラブルによる訴訟内容及び請求金額によっては、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 経営者への依存に関するリスク

当社において、創業者である代表取締役社長ＣＥＯ宮崎龍己は、当社の経営方針及び事業戦略を決定するとともに、ビジネスモデルの構築から事業化に至るまで重要な役割を果たしております。また、今後も当社の業務全般においては、同氏の経営手腕に依存する部分が大きいと考えられます。

当社では、取締役会及び事業部会等における役員及び幹部社員の情報共有を行っております。また、経営組織の強化など権限委譲を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が業務執行を継続することが困難になった場合には、今後の当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害や事故

地震等の自然災害や予期せぬ事故等により、当社グループあるいは取引先企業の重要な設備が損壊する等の被害が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、米国による通商政策をめぐる不確実性の高まりを背景に、海外経済の先行きに対する不透明感が継続しました。また、ウクライナ情勢や中東地域をめぐる地政学的リスクの長期化に加え、為替相場や資源価格の変動等もあり、依然として不確実性の高い状況が続きました。さらに、世界的なAI需要の拡大を背景に半導体の需給が逼迫する状況もみられました。一方、国内においては、企業収益の改善や賃上げを背景とした所得環境の改善に加え、インバウンド需要の堅調な推移や設備投資の増加などにより、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。また、日本銀行による金融緩和的な政策からの転換が進むとともに、長期金利も上昇傾向で推移するなど、金融環境にも変化が見られました。このような経済環境のもと、先行きについては、米国の通商政策の動向や物価動向、海外経済の不確実性、金融政策の動向等を注視する必要がある状況となっております。

当社グループが主にサービスを提供する情報産業分野においては、生成AIをはじめとするデジタル技術の急速な進展・普及を背景に、企業の業務効率化や競争力強化を目的としたIT・DX関連投資は引き続き堅調に推移いたしました。企業のAI投資は拡大傾向にあり、大手SIerと海外AI企業の戦略的提携も相次いでおります。特に、クラウドを活用したシステムインテグレーションやシステム運用・保守サービスへの需要は拡大しており、最適なITインフラが経営戦略を支える重要な基盤となっています。さらに、米国等のAIプラットフォーマーがFDE（Forward Deployed Engineer）モデルを拡大するなど、AIソリューションの提供形態そのものが変容しつつあり、日本市場においても同様の変化が見られます。また、国内企業では生成AIの導入が進む一方、自社の業務プロセスへの組み込みは依然として一部にとどまっており、AIツールの導入にとどまらない、業務プロセスそのものの再構築（BPR）が今後の課題となっております。

このような事業環境のもと、当社グループでは、自社エンジニアのAI実装力育成と、IT人材プラットフォームを通じたソリューション供給体制の強化を重要な成長指標と位置づけ、ビジネスパートナーとの連携強化により、柔軟かつ安定的なリソース体制を構築し、幅広いITサービスの提供に努めてまいりました。当社グループは、IT人材の提供にとどまらず、AIを活用した業務プロセスの再構築（BPR）や情報セキュリティ領域における価値提供を通じて、顧客企業の事業変革を支援する企業であることを目指しております。また、当社グループが有するAI・IoT開発力を活かし、AI専任チームによる社内業務のAI化および顧客向けAIソリューション事業の立ち上げをリードしており、高利益体質の「AIソリューションカンパニー」への転換を推進しております

(a) 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末と比べ1,248,865千円増加し14,573,202千円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ1,174千円減少し4,420,388千円となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,250,039千円増加し10,152,813千円となりました。

(b) 経営成績

当連結会計年度の業績について、当社グループの売上高は25,517,638千円（前連結会計年度比3.0%増）、営業利益は2,864,551千円（前連結会計年度比12.3%増）、経常利益は2,924,113千円（前連結会計年度比12.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,854,501千円（前連結会計年度比8.5%増）となりました。

事業分野別のセグメント概況は、次のとおりであります。

（デジタルインテグレーション事業）

デジタルインテグレーション事業において、SI（システムインテグレーション）領域では、ITインフラソリューションとして、各種ITシステムの構築から運用・保守までを一貫して手掛けております。加えて、生成AIをはじめとするAI技術を活用し、より効率的かつ高度なサービス提供体制の構築に向けた取り組みを推進しております。

DX（デジタルトランスフォーメーション）領域では、顧客管理・営業管理システム「Salesforce」や統合人事システム「COMPANY」を中心としたクラウドソリューションの導入、運用および定着化を支援しております。また、法人向け生成AI活用プラットフォーム「NewtonX」を通じて、導入企業におけるAIの業務活用を促進しております。さらに、IoTクラウドサポートセンターにおいては、クラウドインフラおよびIoTサービスの運用を24時間365日体制で提供しております。

このようなSIおよびDXの両領域を横断する取り組みとして、FDE（Forward Deployed Engineer）を中心としたAIソリューションの開発・提供にも着手しております。当該ソリューションは、顧客現場に入り込む形で業務プロセスの可視化および再設計を行い、AIの実装・活用までを一体的に支援するものであり、従来のシステム構築やクラウド導入にとどまらない、新たな付加価値の創出を目指しております。

当連結会計年度においては、ITシステムの構築・運用やクラウド基盤への移行、24時間365日対応のマネージドサービスに対する堅調なIT投資需要を背景に、取引拡大に取り組みました。あわせて、SalesforceおよびCOMPANY領域においては、営業・業務プロセス改革や人事領域に関する案件について、コンサルティング機能を強化した提案を行い、サービスの高付加価値化に努めました。また、プライム案件の獲得や既存顧客に対する深耕営業の強化にも取り組んでまいりました。

これらの結果、当セグメントの売上高は24,621,239千円（前連結会計年度比3.1%増）、セグメント利益は2,881,833千円（前連結会計年度比10.3%増）となりました。

（みどりクラウド事業）

当社グループは、AI・IoTをはじめとする先端技術を社会に実装することを起点とし、農業・畜産・水産分野を一つの適用領域として、DX化支援のプラットフォームサービス「みどりクラウド」「ファームクラウド」を展開しております。みどりクラウド事業では、これらのプラットフォームサービスに加え、一次産業をはじめとした各産業分野の個別課題を解決するソリューションサービスを展開しております。

中でも「みどりクラウドらくらく出荷」の開発を通じて獲得したコア技術（多種多様で大量の荷物を瞬時に把握する技術・トレーサビリティの確保）は、物流や入出庫管理の省力化とペーパーレス化を実現するものであり、労働人口の減少や物流の制約といった課題を抱える青果流通以外の幅広い産業分野へも適用可能です。当社グループでは、これらの技術を他産業分野へ転用することで適用領域を拡大し、新市場を創出する事業として、みどりクラウド事業を単なる農業DX支援に留まらない成長基盤と位置付けております。また、こうした研究開発で培ったAI・スマートテクノロジーの技術資産と専任のAIチームを基盤として、既存事業・新規事業を問わず、グループ全体のAIサービス開発を担っております。

当連結会計年度においては、引き続きソリューションサービスの受注拡大に注力いたしました。また、2023年３月にリリースした、青果・花き・米穀流通の現場にバーコードやクラウドシステムなどのデジタル技術を導入する「みどりクラウドらくらく出荷」の拡販に向け、将来の事業拡大に向けた先行投資を行っております。農産物の集出荷業務に関しては、多くの農業者や出荷団体が共通の課題を抱えており、今後は全国のJAや生産法人に向けた拡販に加え、導入済み先における取扱品目・利用出荷場の拡大を進めてまいります。

これらの結果、当セグメントの売上高は239,297千円（前連結会計年度比1.8%増）、セグメント損失は95,921千円（前連結会計年度はセグメント損失118,810千円）となりました。

（機械設計エンジニアリング事業）

機械設計エンジニアリング事業においては、連結子会社である株式会社セラクビジネスソリューションズでの3DCAD分野の技術、実験や性能検査などの品質管理に関わる技術、通信建設及び情報通信に関する技術を提供しております。

当連結会計年度においては、引き続き安定した稼働率や新しい技術領域での案件獲得が図られたことにより、堅調に推移いたしました。引き続き各領域での案件獲得が期待され、教育によるエンジニアの付加価値向上や地理的展開を図りつつ、企業規模を拡大させてまいります。

これらの結果、当セグメントの売上高は799,891千円（前連結会計年度比1.7%増）、セグメント利益は59,439千円（前連結会計年度比60.6%増）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、資金という）の残高は、8,579,748千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、1,808,392千円（前連結会計年度は2,053,446千円の収入）となりました。

主な要因は、法人税等の支払額953,716千円、売上債権の増減額136,900千円、未払金の増減額125,468千円の資金の減少要因があったものの、税金等調整前当期純利益2,957,613千円、減価償却費62,683千円、賞与引当金の増減額56,974千円、棚卸資産の増減額45,378千円、仕入債務の増減額44,574千円等の資金の増加要因が生じたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、200,680千円（前連結会計年度は650,754千円の使用）となりました。

主な要因は、有形固定資産の取得による支出196,322千円、保険積立金の積み立てによる支出79,642千円、長期前払費用の取得による支出74,800千円等の資金の減少要因が生じたことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、640,095千円（前連結会計年度は634,647千円の使用）となりました。

主な要因は、自己株式の取得による支出450,128千円、配当金の支払額176,322千円、長期借入金の返済による支出27,798千円等の資金の減少要因が生じたことによるものであります。

③ 生産、受注及び販売の状況

(a) 生産実績

当社グループは受注生産を一部行っておりますが、事業内容が多岐にわたっており、受注生産の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(b) 受注実績

当社グループは受注開発を一部行っておりますが、事業内容が多岐にわたっており、受注開発の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(c) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）	前連結会計年度比（%）
デジタルインテグレーション事業（千円）	24,621,239	3.1
みどりクラウド事業（千円）	239,297	1.8
機械設計エンジニアリング事業（千円）	799,891	1.7
調整額（千円）	△142,789	―
合計	25,517,638	3.0

（注）１．セグメント間取引については、相殺消去しております。

２．最近２連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたり必要となる見積りに関しては、過去の実績等を勘案し合理的と判断される基準に基づいて行っております。なお、連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については、「第５　経理の状況、１連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、注記事項（重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

② 財政状態の分析

(a) 資産

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末と比べ1,248,865千円増加し14,573,202千円となりました。これは主に、現金及び預金が868,911千円、建物が137,312千円、売掛金及び契約資産が136,900千円、保険積立金が79,642千円増加したものの、仕掛品27,954千円、のれんが25,723千円、敷金及び保証金が19,123千円減少したことなどによるものであります。

(b) 負債

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ1,174千円減少し4,420,388千円となりました。これは主に、未払法人税等が198,538千円、賞与引当金が56,974千円、買掛金が44,574千円増加したものの、未払金127,192千円、流動負債その他が72,394千円、未払消費税等が52,268千円減少したことなどによるものであります。

(c) 純資産

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,250,039千円増加し10,152,813千円となりました。これは主に、利益剰余金が1,474,861千円増加したものの、自己株式が245,692千円増加したことなどによるものであります。

③ 経営成績の分析

(a) 売上高

売上高については25,517,638千円（前連結会計年度比3.0%増）となりました。これは主に、引き続き堅調な市況感での技術者並びに受注案件の増加によるものであります。

(b) 売上原価

売上原価については18,576,269千円（前連結会計年度比1.4%増）となりました。これは主に、売上高の増加によるものであります。

この結果、売上総利益は6,941,369千円（前連結会計年度比7.5%増）となりました。

(c) 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費については4,076,817千円（前連結会計年度比4.4%増）となりました。これは主に、販売費や人件費の増加によるものであります。

この結果、販売費及び一般管理費は増加した一方、採用効率化などが一定の成果を上げたため、営業利益は2,864,551千円（前連結会計年度比12.3%増）となりました。

(d) 営業外損益

営業外損益については、営業外収益が60,870千円（前連結会計年度比19.0%増）、営業外費用が1,308千円（前連結会計年度比53.1%減）となりました。

この結果、経常利益は2,924,113千円（前連結会計年度比12.5%増）となりました。

(e) 特別損益

特別損益については、特別利益が33,500千円となり、特別損失は発生しませんでした。

この結果、税金等調整前当期純利益は2,957,613千円（前連結会計年度比13.7%増）となりました。

(f) 親会社株主に帰属する当期純利益

法人税等合計は、法人税、住民税及び事業税を1,143,741千円、法人税等調整額を△40,629千円計上し1,103,112千円となりました。

この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は1,854,501千円（前連結会計年度比8.5%増）となりました。

④　キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、資金という）の残高は、8,579,748千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、1,808,392千円（前連結会計年度は2,053,446千円の収入）となりました。

主な要因は、法人税等の支払額953,716千円、売上債権の増減額136,900千円、未払金の増減額125,468千円の資金の減少要因があったものの、税金等調整前当期純利益2,957,613千円、減価償却費62,683千円、賞与引当金の増減額56,974千円、棚卸資産の増減額45,378千円、仕入債務の増減額44,574千円等の資金の増加要因が生じたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、200,680千円（前連結会計年度は650,754千円の使用）となりました。

主な要因は、有形固定資産の取得による支出196,322千円、保険積立金の積み立てによる支出79,642千円、長期前払費用の取得による支出74,800千円等の資金の減少要因が生じたことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、640,095千円（前連結会計年度は634,647千円の使用）となりました。

主な要因は、自己株式の取得による支出450,128千円、配当金の支払額176,322千円、長期借入金の返済による支出27,798千円等の資金の減少要因が生じたことによるものであります。

⑤　資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、今後も更なる収益基盤の安定化及び持続的な成長を図るためには、収益源の多様化を実現する必要があると考えており、自社による新規事業の創出及び拡大のみならず、業務提携、M&A等の新たな事業・サービスへの提携・投資を積極的に取り組んでいく方針であります。当社グループの運転資金需要のうち主なものは、当社グループのサービスを効果的に拡大していくための採用費、開発に係る人件費及び研究開発費であります。投資を目的とした資金需要は、主にM&A及び設備投資等によるものであります。これらの資金需要は自己資金により充当することを基本的な方針としておりますが、多額なM&A等の戦略的投資については、必要に応じて金融機関からの借入を実施いたします。

⑥　経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループが参入している業界において、技術革新のスピードが速く、常に最先端に向けた研究開発や成長のための投資を積極的かつ継続的に行う必要があるため、事業の収益力を示す売上高経常利益率を中長期的な経営指標として重視しております。

⑦　経営者の問題認識と今後の方針

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第２事業の状況　１経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当連結会計年度における当社グループの研究開発費の総額は66,148千円となっており、報告セグメントごとの研究開発活動の内容及び研究開発費の金額は次のとおりであります。

［デジタルインテグレーション事業］

ChatGPTのNewtonXにおけるシステム構築及びサービス開発、AI Shiftを推進する開発等を行っております。なお、当事業の研究開発費は25,565千円です。

［みどりクラウド事業］

「みどりクラウド らくらく出荷」におけるシステム構築及びサービス開発等を行っております。なお、当事業の研究開発費は40,583千円です。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当連結会計年度におきましては、事業規模の拡大及び経営効率化の観点から、総額205,712千円の設備投資を実施しております。

主な投資といたしましては、神奈川県西湘地域の研修施設「バイタルビレッジ」の改修工事183,252千円が含まれております。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2026年８月31日現在

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）								従業員数（名）
			建物	工具、器具及び備品	車両運搬具	リース資産	土地	ソフトウエア	その他	合計	
本社（東京都新宿区）	全事業、全社	オフィス	101,263	33,615	1,306	6,498	－	－	－	142,682	1,395
札幌支社（北海道札幌市中央区）	全事業	オフィス	－	－	－	－	－	－	－	－	15
横浜支社（神奈川県横浜市神奈川区）	全事業	オフィス	8,288	153	－	－	－	－	－	8,441	285
名古屋支社（愛知県名古屋市中村区）	全事業	オフィス	7,242	420	－	－	－	－	－	7,662	296
大阪支社（大阪府大阪市西区）	全事業	オフィス	13,445	5,020	－	－	－	－	－	18,465	370
福岡支社（福岡県福岡市博多区）	全事業	オフィス	5,550	540	－	－	－	－	－	6,090	194
南島原農業IT研究所（長崎県南島原市）	全事業	オフィス	1,081	46	－	－	－	－	－	1,127	2
バイタルビレッジ(神奈川県中郡二宮町)	全事業	研修施設	214,722	770	2,748	－	613,061	－	－	831,301	0

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。
２．上記事業所の年間賃借料は合計375,940千円であります。
３．従業員数は、就業従業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

(2) 国内子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設は次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法
				総額 (千円)	既支払額 (千円)	
バイタルビレッジ（研修施設）	神奈川県西湘地域	その他	建物附属設備	4,576	1,576	自己資金

（注）当該施設は研修・研究イベントの開催を行うなど、様々な従業員の健康増進の為の利用を予定しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	49,376,000
計	49,376,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（2026年８月31日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月26日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	13,560,000	13,390,000	東京証券取引所（スタンダード市場）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	13,560,000	13,390,000	―	―

（注）「提出日現在発行数」欄には、2026年11月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。
当該制度の内容は、次のとおりであります。

第６回新株予約権（2019年２月14日臨時取締役会決議）

決議年月日	2019年２月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員12、子会社従業員２
新株予約権の数（個）※	265　（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）※	26,500　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	607（注）２
新株予約権の行使期間 ※	2021年３月１日から2027年２月28日まで （ただし、下記「新株予約権の行使条件」を満たしている場合に限る。）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格　607円 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件 ※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）４

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。
新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{１株当たり払込（処分）金額}}{\text{新規発行前の１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。更に、当社が他社と合併する場合、もしくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

３．本新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

①　新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の有価証券報告書に記載される売上高が、下記に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該売上高の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。

(a) 2020年８月期から2026年８月期までのいずれかの期における売上高が200億円、かつ、経常利益20億円を達成した場合：行使可能割合　30%

(b) 2020年８月期から2026年８月期までのいずれかの期における売上高が300億円、かつ、経常利益30億円を達成した場合：行使可能割合　50%

(c) 2020年８月期から2026年８月期までのいずれかの期における売上高が500億円、かつ、経常利益50億円を達成した場合：行使可能割合　100%

なお、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②　上記①にかかわらず、2019年８月期以降、本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの各事業年度にかかる当社の損益計算書上の売上高が、前事業年度の売上高より10%以上下回った場合、当該事業年度にかかる有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。

③　上記①及び②に関する売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

④　新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑤　新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の従業員持株会に入会していることを要する。ただし、役員への就任その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑥　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑦　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

⑧　各本新株予約権１個未満を行使することはできない。

４．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2019年２月13日）での東京証券取引所における当社株価の終値である607円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

行使期間の2021年３月１日から2027年２月28日の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

（注）３に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）３に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

③ 以下に該当する場合、(5)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ａ．新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。

ｂ．新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解雇されたとき。

ｃ．新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。

ｄ．新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第７回新株予約権（2020年８月６日臨時取締役会決議）

決議年月日	2020年８月６日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役３、当社従業員29、子会社従業員３
新株予約権の数（個）※	1,309　（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）※	130,900　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,188（注）２
新株予約権の行使期間 ※	2022年９月１日から2028年８月31日まで （ただし、下記「新株予約権の行使条件」を満たしている場合に限る。）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格　1,188円 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件 ※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）４

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。
新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{１株当たり払込（処分）金額}}{\text{新規発行前の１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。更に、当社が他社と合併する場合、もしくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

３．本新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の有価証券報告書に記載される売上高が、下記に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該売上高の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。

(a) 2021年８月期から2027年８月期までのいずれかの期における売上高が200億円、かつ、経常利益20億円を達成した場合：行使可能割合　30%

(b) 2021年８月期から2027年８月期までのいずれかの期における売上高が300億円、かつ、経常利益30億円を達成した場合：行使可能割合　50%

(c) 2021年８月期から2027年８月期までのいずれかの期における売上高が500億円、かつ、経常利益50億円を達成した場合：行使可能割合　100%

なお、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

② 上記①にかかわらず、2020年８月期以降、本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの各事業年度にかかる当社の損益計算書上の売上高が、前事業年度の売上高より10%以上下回った場合、当該事業年度にかかる有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。

③ 上記①及び②に関する売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

④ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑤ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の従業員持株会に入会していることを要する。ただし、役員への就任その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑥ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑦ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

⑧ 各本新株予約権１個未満を行使することはできない。

４．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2020年８月５日）での東京証券取引所における当社株価の終値である1,188円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

行使期間の2022年９月１日から2028年８月31日の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

（注）３に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）３に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

③ 以下に該当する場合、(5)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ａ．新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。

ｂ．新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解雇されたとき。

ｃ．新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。

ｄ．新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第８回新株予約権（2022年２月15日臨時取締役会決議）

決議年月日	2022年２月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員30、子会社従業員２
新株予約権の数（個）※	560　（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）※	56,000　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,179（注）２
新株予約権の行使期間 ※	2024年３月１日から2030年２月28日まで （ただし、下記「新株予約権の行使条件」を満たしている場合に限る。）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格　1,179円 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件 ※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）４

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。
新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{１株当たり払込（処分）金額}}{\text{新規発行前の１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。更に、当社が他社と合併する場合、もしくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

３．本新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の有価証券報告書に記載される売上高が、下記に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該売上高の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。

(a)2023年８月期から2029年８月期までのいずれかの期における売上高が300億円、かつ、経常利益30億円を達成した場合：　行使可能割合　 30%

(b)2023年８月期から2029年８月期までのいずれかの期における売上高が400億円、かつ、経常利益40億円を達成した場合：　行使可能割合　 50%

(c)2023年８月期から2029年８月期までのいずれかの期における売上高が500億円、かつ、経常利益50億円を達成した場合：　行使可能割合　100%

なお、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

② 上記①にかかわらず、2022年８月期以降、本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの各事業年度にかかる当社の損益計算書上の売上高が、前事業年度の売上高より10%以上下回った場合、当該事業年度にかかる有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。

③ 上記①及び②に関する売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

④ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑤ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の従業員持株会に入会していることを要する。ただし、役員への就任その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑥ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑦ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

⑧ 各本新株予約権１個未満を行使することはできない。

４．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2022年２月14日）での東京証券取引所における当社株価の終値である1,179円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

行使期間の2024年３月１日から2030年２月28日の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

（注）３に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）３に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

③ 以下に該当する場合、(5)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ａ．新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。

ｂ．新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解雇されたとき。

ｃ．新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。

ｄ．新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第９回新株予約権（2024年１月18日臨時取締役会決議）

決議年月日	2024年１月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員60、子会社従業員１
新株予約権の数（個）※	1,253　[1,233]（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）※	125,300　[123,300]（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,177（注）２
新株予約権の行使期間 ※	2026年２月１日から2032年１月31日まで （ただし、下記「新株予約権の行使条件」を満たしている場合に限る。）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格　1,177円 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件 ※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）４

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。
　付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
　調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。
　本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2024年１月17日）での東京証券取引所における当社株価の終値である1,177円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．本新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の有価証券報告書に記載される売上高及び経常利益が、下記に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該売上高及び経常利益の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。

(a) 2025年８月期から2031年８月期までのいずれかの期における売上高が300億円、かつ、経常利益30億円を達成した場合：　行使可能割合　30%

(b) 2025年８月期から2031年８月期までのいずれかの期における売上高が400億円、かつ、経常利益40億円を達成した場合：　行使可能割合　50%

(c) 2025年８月期から2031年８月期までのいずれかの期における売上高が500億円、かつ、経常利益50億円を達成した場合：　行使可能割合　100%

なお、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②上記①にかかわらず、2024年８月期以降、本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの各事業年度にかかる当社の損益計算書上の売上高が、前事業年度の売上高より10%以上下回った場合、当該事業年度にかかる有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。

③上記①及び②に関する売上高及び経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高及び経常利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

④新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑤新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の従業員持株会に入会していることを要する。ただし、役員への就任その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑥新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑦本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

⑧各本新株予約権１個未満を行使することはできない。

４．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）１に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）１に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記表中の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記表中の「資本組入額」に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記（注）３に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）３に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

③ 以下に該当する場合、上記表中の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ａ．新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。

ｂ．新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇されたとき。

ｃ．新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。

ｄ．新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第10回新株予約権（2026年７月15日臨時取締役会決議）

決議年月日	2026年７月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員29、子会社従業員２
新株予約権の数（個）※	613　（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）※	61,300　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,331（注）２
新株予約権の行使期間 ※	2028年８月１日から2034年７月31日まで （ただし、下記「新株予約権の行使条件」を満たしている場合に限る。）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格　1,331円 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件 ※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）４

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。
　付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
　調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。
　本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。
なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．本新株予約権の行使条件は以下のとおりです。
①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
③新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。
ⅰ）新株予約権者が拘禁以上の刑に処せられたとき。
ⅱ）新株予約権者が役員を解任され、または従業員を免職若しくは懲戒解雇されたとき。
ⅲ）新株予約権者に法令若しくは当社または当社の子会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
ⅳ）新株予約権者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当した場合、又は、資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
④新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
⑤本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
⑥新株予約権者は、2027年８月期から2033年８月期までのいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における以下の業績目標を達成した場合に限り、以下に定める行使割合に応じて当該売上高及び経常利益の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができるものとする。
a.売上高が300億円以上、かつ経常利益が30億円以上となった場合：行使可能割合30%
b.売上高が500億円以上、かつ経常利益が50億円以上となった場合：行使可能割合100%
なお、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
⑦2026年８月期以降のいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における売上高が、前事業年度の売上高と比較して10%以上減少した場合、当該事業年度に係る有価証券報告書の提出日をもって、未行使の本新株予約権はすべて消滅するものとする。
⑧本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。
⑨新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の従業員持株会に入会していることを要する。ただし、役員への就任その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

４．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式交付または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式交付計画または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）１に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案した後に、上記（注）２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）１に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記表中の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記表中の「資本組入額」に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記（注）３に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②当社は、新株予約権者が上記（注）３に定める行使の条件を欠くこととなった場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2021年９月１日～2022年８月31日（注）１	51,600	13,954,000	2,146	306,232	2,146	218,382
2022年９月１日～2023年８月31日（注）１	34,400	13,988,400	774	307,006	774	219,156
2023年９月１日～2024年８月31日（注）１、２	-155,100	13,833,300	4,262	311,269	4,262	223,419
2024年９月１日～2025年８月31日（注）１、３	-152,400	13,680,900	1,164	312,433	1,164	224,583
2025年９月１日～2026年８月31日（注）１、４	-120,900	13,560,000	10,923	323,356	10,923	235,506

（注）１．新株予約権の権利行使による増加であります。
２．自己株式の消却（2024年８月20日）165,000株を行っております。
３．自己株式の消却（2025年８月20日）155,000株を行っております。
４．自己株式の消却（2026年８月20日）150,000株を行っております。

（５）【所有者別状況】

2026年８月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	11	21	23	75	4	3,086	3,220	―
所有株式数（単元）	―	16,625	1,506	16,892	17,632	8	82,853	135,516	8,400
所有株式数の割合（%）	―	12.74	1.15	12.95	13.52	0.01	59.63	100.00	―

（注）自己株式506,405株は「個人その他」に5,064単元及び「単元未満株式の状況」に5株が含まれております。
なお、当該自己株式には、株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有する当社株式100,000株は含まれていません。

（６）【大株主の状況】

2026年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
宮崎　龍己	東京都大田区	4,657,800	35.68
宮崎　浩美	神奈川県横浜市西区	1,070,300	8.20
株式会社宮崎	東京都新宿区西新宿７丁目５番25号	952,000	7.29
株式会社ミヤザキ	東京都新宿区西新宿７丁目５番25号	714,000	5.47
特定有価証券信託受託者　株式会社SMBC信託銀行	東京都千代田区丸の内１丁目３番２号	576,000	4.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂１丁目８番１号	477,000	3.65
野村信託銀行株式会社（投信口）	東京都千代田区大手町２丁目２番２号	312,000	2.39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	ONE CONGRESS STREET,SUITE 1,BOSTON,MASSACHUSETTS（東京都港区港南２丁目１５番１号）	250,000	1.92
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	ONE CONGRESS STREET,SUITE1,BOSTON,MASSACHUSETTS（東京都港区港南２丁目１５番１号）	232,700	1.78
INTERACTIVE BROKERS LLC（常任代理人インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社）	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH,CONNECTICUT06830 USA（東京都千代田区霞が関３丁目２番５号）	227,200	1.74
計	―	9,469,000	72.53

（注）　持株比率は、自己株式（506,405株）を控除して計算しております。
なお、「株式付与 ESOP信託口」が保有する100,000株は、自己株式に含めず計算しております。

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 506,400	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 13,045,200	130,452	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 8,400	―	―
発行済株式総数	13,560,000	―	―
総株主の議決権	―	130,452	―

②【自己株式等】

2026年８月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社セラク	東京都新宿区西新宿七丁目５番25号	506,400	―	506,400	3.73
計	―	506,400	―	506,400	3.73

（注）株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式100,000株は、上記自己株式に含まれておりません。

（８）【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、従業員向けESOP制度を導入しております。

①　従業員向けESOP制度

ア．制度の概要

当社は、2024年10月15日開催の取締役会決議に基づき、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、一定の要件を満たした当社及び当社グループ子会社の従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J－ESOP）」を導入しております。

イ．本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。

ウ．本制度により交付する予定の当社株式の総数

2026年８月31日時点における本信託の保有株式数は、100,000株です。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条３号に該当する普通株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2025年８月７日）での決議状況 （取得期間 2025年８月８日～2026年７月31日）	400,000	400,000,000
当事業年度前における取得自己株式	123,300	199,992,600
当事業年度における取得自己株式	146,900	199,052,680
残存決議株式の総数及び価額の総額	129,800	954,720
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	32.45	0.24
当期間における取得自己株式	―	―
提出日現在の未行使割合(%)	32.45	0.24

（注）上記取締役会決議に基づく自己株式の取得は、2026年６月17日（約定日ベース）の取得をもって終了しております。

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2026年７月27日、2026年10月29日変更）での決議状況 （取得期間 2026年７月28日～2027年６月30日）	1,000,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	―	―
当事業年度における取得自己株式	191,500	249,889,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	808,500	750,110,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	80.85	75.01
当期間における取得自己株式	207,300	299,789,300
提出日現在の未行使割合(%)	60.12	45.03

（注１）上記取締役会において、自己株式の取得方法は①自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けおよび、②東京証券取引所における市場買付とすることを決議しております。

（注２）取得期間および取得自己株式は、約定ベースで記載しております。

（注３）当期間における取得自己株式には、2026年11月１日からこの有価証券報告書提出日までの自己株式の取得による株式数は含まれておりません。

（注４）2026年10月29日付の取締役会において、2026年７月27日付の取締役会において決議された自己株式取得の取得枠拡大に関して次のとおり決議しております。

決議	取得期間	株式数（株）	価額の総額（円）
2026年10月29日	2026年７月28日～2027年６月30日	1,000,000	1,000,000,000
2026年７月27日		500,000	500,000,000

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	35	61,180
当期間における取得自己株式	―	―

（注）　当期間における保有自己株式数には、2026年11月から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（千円）	株式数（株）	処分価額の総額（千円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	150,000	203,250	－	－
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他（－）	－	－	－	－
保有自己株式数	506,405	－	506,405	－

（注）1．当期間における処理自己株式には、2026年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの株式は含まれておりません。
2．当期間における保有自己株式数には、2026年11月１日から有価証券報告書提出日までの処理株式数は含めておりません。
3．株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式数（当事業年度100,000株、当期間100,000株）は、上記自己株式に含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、経営体質の強化と今後の事業展開、株主に対する利益還元を勘案して安定的に配当を行い、中期経営計画の達成状況に応じて株主への利益配当を実施していく方針であります。

「年間配当金」については、親会社株主に帰属する当期純利益から、各省庁や地方公共団体から受けとる補助金、給付金、助成金などについて税効果を調整した金額を除外した金額（調整後の親会社株主に帰属する当期純利益（連結））を基準に「業績連動配当」を算出し、「安定配当」（5.6円）と合算したものをベースに利益配当を実施してまいります。

また、内部留保資金の使途につきましては、運転資金及び設備投資などに充当し、事業基盤の安定と企業価値の向上に努めてまいります。

当社が剰余金の配当を行う場合は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針と考えております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

第39期事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の方針に基づいて、期末配当金として１株当たり17円40銭を予定しております。

第39期事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおり予定しております。

決議年月日	配当金の総額 （千円）	１株当たり配当額 （円）
2026年11月27日 定時株主総会決議（予定）	227,132	17.40

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの概要】

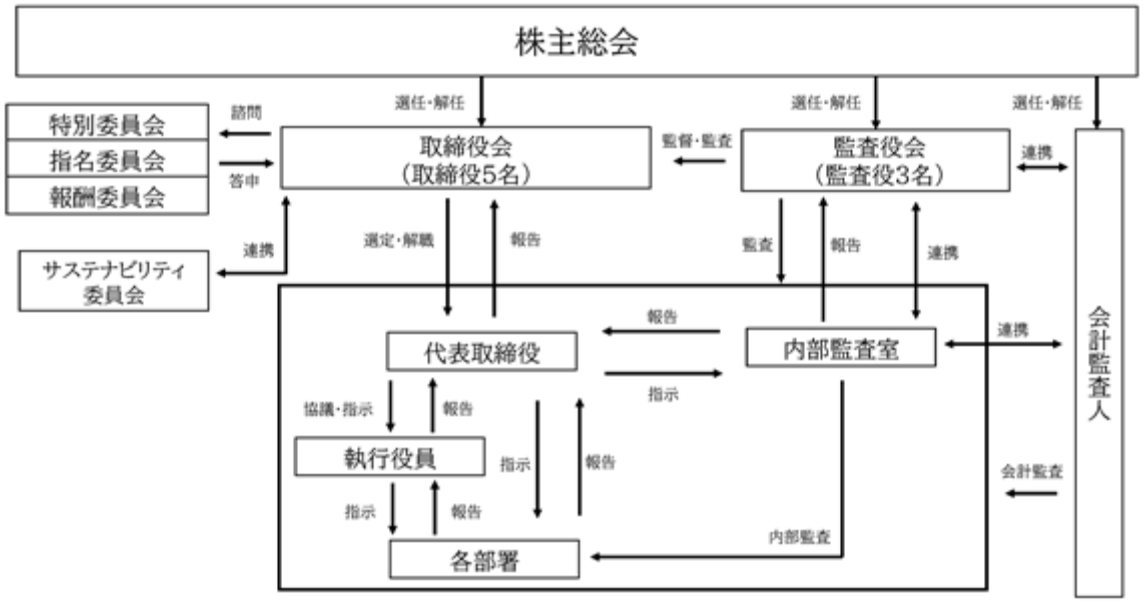
①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主、顧客、従業員をはじめとする利害関係者に対して、経営責任と説明責任の明確化を図り、企業価値の最大化によるメリットを提供するため、経営と業務執行における透明性の確保並びにコンプライアンス遵守の徹底を進め、同時に、効率的な経営の推進を行うこととしております。こうした取組みを進めていく中で、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a)企業統治の体制の概要

会社の機関及び内部統制等の概要は、以下のとおりであります。



（取締役会）

当社取締役会は、取締役５名により構成され、うち２名は社外取締役であります。環境変化に迅速に対応できる意思決定機関としていることで業務執行監督体制の整備、意思決定の公正化を図っております。

取締役会は、原則として毎月１回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営及び業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。また、取締役会には、監査役３名も出席し、取締役の職務執行を監査しております。

2026年８月期における開催回数は合計13回であり、出席率はいずれの取締役ともに100%であります。なお、期中に任期満了に伴う退任及び新任があった社外取締役の出席状況は次のとおりであります。2025年11月21日に退任した社外取締役山崎直昭氏については、退任までに開催された３回の取締役会すべてに出席しております。また、同日に就任した三浦太氏については、就任以降に開催された10回の取締役会すべてに出席しております。

なお、定款上において、当社の取締役は７名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこと及び累積投票によらないものとすることとしております。

議長　：代表取締役社長ＣＥＯ　宮崎龍己
構成員：専務取締役上席執行役員　宮崎浩美
常務取締役ＣＯＯ上席執行役員　小関智春、社外取締役　西村光治、社外取締役　三浦太
常勤監査役　吉本寿樹、社外監査役　芹沢俊太郎、社外監査役　勝呂和之

（監査役会）
当社監査役会は常勤監査役１名、非常勤監査役２名から構成されております。監査役は取締役会へ出席し、会計監査及び業務監査を中心として、経営全般に関する監査を行う体制を構築しております。
監査役会は、原則として毎月１回定時監査役会を開催する他、必要に応じて監査役会を開催しており、2026年８月期における開催回数は合計14回であり、出席率はいずれの監査役ともに100%であります。
なお、定款上において、当社の監査役は３名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

議長　：常勤監査役　吉本寿樹
構成員：社外監査役　芹沢俊太郎、社外監査役　勝呂和之

（会計監査人）
当社は、会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人の会計監査を受けております。

（内部監査室）
当社は、代表取締役直轄の内部監査専門の部署として内部監査室が設置されており、専任担当者を１名配属しております。内部監査室は、内部監査の年間計画を策定し、代表取締役からこの計画書について承認を受け、内部監査の実施に先立ち、監査対象部門へ監査実施通知書を送付し、内部監査を行っております。内部監査の結果については、代表取締役へ内部監査報告書を提出することにより、報告を行っております。
なお、内部監査室は代表取締役のみならず、必要に応じて取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行うことが出来ます。内部監査の結果、改善事項が検出された場合、監査対象部門へ改善を求め、フォローアップ監査の実施の要否を検討し、必要に応じてフォローアップ監査を実施します。
また、必要に応じて監査役と意見交換を行い適宜対応しております。加えて、内部監査室及び監査役は、監査法人と定期的に意見交換を行い、また、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めております。

（指名委員会）
指名委員会は、社内取締役２名、社外取締役１名の計３名で構成されており、その委員長は社内取締役（代表取締役）が務めております。取締役の選任等を公正に決定するという観点から、取締役会の任意の諮問機関として設置しております。

（報酬委員会）
報酬委員会は、社内取締役２名、社外取締役１名の計３名で構成されており、その委員長は社内取締役（代表取締役）が務めております。取締役の報酬等を公正に決定するという観点から、取締役会の任意の諮問機関として設置しております。

（特別委員会）
特別委員会は、社内取締役１名、社外取締役及び社外監査役２名の計３名で構成されており、その委員長は独立社外取締役が務めております。支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について、審議・検討を行うことを目的に、取締役会の任意の諮問機関として設置しております。当期においては１回開催し、自己株式取得について検討を行いました。

（サステナビリティ委員会）
サステナビリティ委員会は、社内取締役３名、社外取締役２名、常勤監査役１名及び社外監査役２名の計８名で構成されており、その委員長は社内取締役（代表取締役）が務めております。SDGsの目標達成に向けた取り組み及びESG経営の高度化などサステナビリティの視点を踏まえた経営をグループ全社で横断的に推進させることを目的に設置しております。当期においては１回開催し、「人権方針」及び「腐敗防止に関する方針」の制定を行い、来期の活動予定などの検討を行いました。

（その他）

リスク管理体制

当社グループは、リスク管理を経営上きわめて重要な活動と認識しております。具体的な活動として、取締役及び取締役会は業務執行及びその監督に努め、一方で、リスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制、諸規程に基づく業務の運営とチェック及び内部監査の強化による社内の内部統制機能の充実に取組んでおります。

また、当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入し、取締役会において重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行っております。

(b)当該体制を採用する理由

当社グループはコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、現在の体制が経営の公正・透明性を維持、向上させるために最適と判断し、本体制を採用しております。

③企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備、リスク管理体制の整備及び子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、下記のとおり「内部統制基本方針」を取締役会にて決議しており、この基本方針に基づいた整備を行っております。

イ．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．当社は、法令・定款及び社会規範を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、法令・定款及び社会規範に適合した社内規程を整備し、当社グループの取締役及び従業員はこれに従い職務を執行する。

ｂ．当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、担当取締役を任命し、「コンプライアンス規程」に基づき、全社的なコンプライアンス体制の整備を図るとともに、当社グループの取締役及び従業員に対する教育、管理監督を行う。

ｃ．当社は、法令・社会規範及び社内規程などの違反行為などの早期発見・是正を目的として、「内部通報制度（公益通報者保護規程）」を設け、効果的な運用を図る。

ｄ．反社会的勢力の排除を「反社会的勢力対策規程」に定め、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むとともに、それら勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係、不当要求を拒絶・遮断する。

ｅ．コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づき厳正に対処する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ａ．株主総会、取締役会などの議事録及び社内規程に従って作成された業務に関する文書は、法令及び「文書管理規程」など社内規程に基づき適切な保存・管理を行う。

ｂ．取締役及び監査役は各部門が保存及び管理する情報を常時直接閲覧・謄写又は複写することができる。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．当社は「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクの把握・事前対応を行うとともにリスクが顕在化した場合には緊急対策本部を設置し、対策にあたる。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．経営上の重要事項審議のため、取締役会を原則月に１回以上開催し業務執行上の重要案件について十分審議を行う。

ｂ．職務執行に係る権限を「業務分掌規程」「職務権限規程」「決裁権限基準」等に定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行う。また、業務運営に関する個別経営課題については、事業部会及び幹部会にて審議することにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

ホ．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

ａ．子会社の管理責任は事業を所管する事業部長が負い、事業部長が指名する者が子会社を管理する。

ｂ．子会社の代表は、所管する事業部に対して定期的に運営状況や経営戦略について情報を共有し連携を図る。

ｃ．子会社の経営活動上の意思決定事項については、子会社の代表もしくは管理者が当社取締役会に報告し承認を得るものとする。

ｄ．子会社の代表及び管理者は、子会社にて損失の危険が生じた場合、直ちに所管事業部長へ報告する。

ｅ．子会社の業務監査・コンプライアンス監査などのため、子会社に当社内部監査室を派遣し監査を行う。監査結果については、代表取締役・所管する事業部長及び常勤監査役に報告する。

ヘ．当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における、当該従業員に関する事項

ａ．監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、監査役の職務を補助する従業員を配置する。

ト．監査役の職務を補助する従業員の取締役からの独立性に関する事項

ａ．監査役の職務を補助する従業員は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査役と事前協議の上実施する。

チ．監査役の職務を補助する従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

ａ．当社監査役より監査業務に関する命令を受けた従業員は、その命令に反して当社取締役の指揮命令を受けないものとする。

リ．当社グループの取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

ａ．当社グループの取締役及び従業員は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。

１）当社グループの経営に重大な悪影響を及ぼすおそれのある法律上・財務上の事項

２）その他、当社グループの信用及び業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

３）重要な訴訟・係争事項

４）社内規程の違反で重大な事項

５）その他、上記に準じる事項

ｂ．当社グループの取締役及び従業員は、前項に定める事項及び内部通報制度の通報状況について、速やかに当社の監査役に対し報告を行う。

ｃ．監査役が必要と判断した時は、いつでも当社グループの取締役及び従業員などに対して報告を求める。

ヌ．監査役への報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

ａ．監査役に報告・相談を行った取締役及び従業員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

ル．会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

ａ．取締役は、監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するための監査費用についてあらかじめ予算計上し、監査役の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

ヲ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．取締役は「監査役監査規程」に定める監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、監査役監査の環境整備を行う。

ｂ．監査役は、社長直轄の内部監査部門である内部監査室に監査の協力を求めることができる。内部監査室は、監査役による効率的な監査に協力する。

ｃ．監査役は、取締役及び従業員に対し、随時必要に応じ監査への協力を求めることができる。

ｄ．監査役は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。

ｅ．監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会並びに経営会議のほか、全ての会議又は委員会等に出席し報告を受けることができる。

ｆ．取締役及び従業員は、監査役が求める重要な書類については、速やかに監査役に提出する。

ｇ．当社グループの取締役及び従業員は、当社又は子会社の業務執行に関し、監査役にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。

ｈ．監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役及び従業員との連絡会を開催し報告を受けることができる。

ｉ．取締役及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

ｊ．監査役は、取締役による子会社管理の監査を行うため、主要な子会社の往査、子会社の監査役との日常の連携及び子会社監査役連絡会等を通じて、子会社から報告を受けることができる。

④リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、リスク管理を経営上きわめて重要な活動と認識しております。具体的には、取締役及び取締役会による業務執行及びその監督に努め、一方で、リスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制、諸規程に基づく業務の運営とチェック及び内部監査の強化による社内の内部統制機能の充実に取組んでおります。

また、当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入し、取締役会において重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行っております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第１項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役及び監査役の全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

当社は、会社法第426条第１項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第１項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

⑥会社役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役及び監査役（当連結会計年度中に在籍していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、１年毎に契約更新しております。ただし、法令違反の行為であることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなどの一定の免責事由があります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑦取締役の定数及び選任決議

当社の取締役は７名以内とする旨、定款に定めております。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨、定款に定めております。

⑧取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって毎年２月末日を基準日として、会社法第454条第５項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ロ．自己株式の取得に関する事項

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

（２）【役員の状況】

①　役員一覧

2026年11月26日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性　8名　女性　0名　（役員のうち女性の比率0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（株）
代表取締役社長 ＣＥＯ	宮崎　龍己	1957年２月26日生	1980年４月 1981年12月 1984年２月 1987年12月 2026年９月 （主要な兼職）	株式会社マーク 入社 米国クイーンズ大学 留学 株式会社マーク 復職 当社設立、代表取締役 当社代表取締役社長ＣＥＯ（呼称変更）（現任） 株式会社セラクCCC 代表取締役 株式会社宮崎 代表取締役 株式会社ミヤザキ 代表取締役	（注）４	4,520,100
専務取締役 上席執行役員 （注）１	宮崎　浩美	1962年６月５日生	1987年４月 1994年８月 1994年10月 2007年１月 2013年１月 2014年10月 2016年９月 2019年９月 2020年９月 2023年３月 2025年９月 （主要な兼職）	東ソー株式会社 入社 当社入社 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社専務取締役執行役員経営管理本部長 当社専務取締役執行役員ITビジネスイノベーション本部長 当社専務取締役執行役員デジタルトランスフォーメーション本部長 当社専務取締役執行役員システムインテグレーション本部長 当社専務取締役執行役員営業本部長 当社専務取締役上席執行役員（現任） 株式会社セラクビジネスソリューションズ 取締役 株式会社セラクCCC 取締役	（注）４	1,035,900
常務取締役 ＣＯＯ 上席執行役員	小関　智春	1975年６月24日生	1999年４月 2000年３月 2003年４月 2007年７月 2014年10月 2016年９月 2020年９月 2025年９月 2026年９月 （主要な兼職）	株式会社グローアップ 入社 当社入社 当社ネットワークソリューション事業部長 当社取締役 当社取締役執行役員技術本部長 当社取締役執行役員経営管理本部長 当社常務取締役執行役員経営管理本部長 当社常務取締役上席執行役員 当社常務取締役ＣＯＯ上席執行役員（呼称変更）（現任） 株式会社セラクビジネスソリューションズ 代表取締役 株式会社セラクCCC 取締役	（注）４	54,400
取締役 （注）２	西村　光治	1965年10月６日生	1992年４月 2007年６月 2014年12月 2015年３月 2015年６月 2017年４月 2020年10月 （主要な兼職）	弁護士登録 東京弁護士会 入会 弁護士法人 松尾綜合法律事務所 入所（現任） 日本パーカライジング株式会社 監査役 当社社外取締役（現任） カンロ株式会社 社外監査役 日本パーカライジング株式会社 社外取締役 森ヒルズリート投資法人 監督役員（現任） 株式会社プラスアルファ・コンサルティング 社外取締役（現任） 弁護士法人 松尾綜合法律事務所 弁護士 森ヒルズリート投資法人 監督役員 株式会社プラスアルファ・コンサルティング 社外取締役	（注）４	―

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（株）
取締役（注）２	三浦　太	1961年８月７日生	1986年10月 1991年８月 2007年８月 2010年８月 2011年７月 2014年３月 2024年２月 2024年５月 2024年６月 2024年９月 2025年１月 2025年４月 2025年６月 2025年７月 2025年11月 2025年12月 2026年３月 2026年４月 （主要な兼職）	監査法人中央会計事務所 入所 公認会計士登録 新日本監査法人（現ＥＹ新日本有限責任監査法人） 代表社員 同法人 シニアパートナー 一般社団法人日本ベンチャー学会 理事 上場会社役員ガバナンスフォーラム 代表幹事（現任） M'ｓＧＡパートナーズ事務所 代表（現任） 株式会社魚金 社外取締役（現任） 株式会社ＭｅｔａＭｏＪｉ 社外取締役（現任） 株式会社リップス 社外監査役（現任） 一般財団法人会計教育研修機構 シニアフェロー（現任） 国立競技場運営事業等モニタリング有識者委員会 委員（現任） 日本公認会計士協会東京会 副会長（現任） 日本公認会計士協会 理事（現任） 当社社外取締役（現任） ビジネスコーチ株式会社 社外取締役（現任） 株式会社エラン 社外取締役（監査等委員）（現任） 東京富士大学大学院 客員教授（現任） M'ｓＧＡパートナーズ事務所 代表 株式会社リップス 社外監査役 ビジネスコーチ株式会社 社外取締役 株式会社エラン 社外取締役（監査等委員）	（注）４	－
監査役（常勤）	吉本　寿樹	1974年１月５日生	1996年４月 2001年３月 2004年10月 2006年３月 2008年１月 2012年９月 2014年12月 （主要な兼職）	第二電電株式会社（現・KDDI株式会社）入社 NTTコミュニケーションズ株式会社 入社 株式会社ザイマックスウェイヴ 入社 当社入社 当社経営企画室長 当社法務部長 当社監査役（現任） 株式会社セラクビジネスソリューションズ 監査役 株式会社セラクCCC 監査役 AND Think株式会社 監査役	（注）５	10,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（株）
監査役（注）３	芹沢　俊太郎	1976年３月19日生	1999年10月 2003年４月 2007年１月 2007年６月 2007年12月 2008年11月 2013年11月 2017年６月 2019年３月 2024年９月 （主要な兼職） 	朝日監査法人 （現・有限責任あずさ監査法人）入所 公認会計士登録 芹沢公認会計士事務所開業 税理士登録 当社 社外監査役（現任） みさき監査法人設立 統括代表社員（現任） TRAD税理士法人設立 統括代表社員 （現任） 株式会社イー・ロジット 社外監査役 ユミルリンク株式会社 社外監査役 （現任） 株式会社イー・ロジット 社外取締役（監査等委員） みさき監査法人 統括代表社員 TRAD税理士法人 統括代表社員 ユミルリンク株式会社 社外監査役 株式会社イー・ロジット 社外取締役（監査等委員）	（注）５	－
監査役（注）３	勝呂　和之	1959年11月29日生	1989年９月 1992年12月 1994年９月 2004年３月 2015年11月 （主要な兼職） 	柏谷道正公認会計士事務所 入所 税理士登録 勝呂会計事務所開業（現任） コンフィアンサ税理士法人設立 代表社員 （現任） 当社 社外監査役（現任） 勝呂会計事務所 所長 コンフィアンサ税理士法人 代表社員	（注）５	－
計						5,620,400

（注）１．専務取締役上席執行役員　宮崎浩美は、代表取締役社長ＣＥＯ　宮崎龍己の弟であります。
２．取締役　西村光治、三浦太は、社外取締役であります。
３．監査役　芹沢俊太郎、勝呂和之は、社外監査役であります。
４．2025年11月21日開催の定時株主総会終結の時から選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
５．2023年11月22日開催の定時株主総会終結の時から選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
６．当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。上席執行役員は、宮崎浩美氏、小関智春氏、米谷信吾氏、北野崇人氏の４名で構成されており、執行役員は以下の９名で構成されております。
清水宏樹、持田宏平、安部敏宏、森田晋一良、小澤康二、鈴木章浩、富川真、江俣直毅、根本智司。

② 社外取締役及び社外監査役と当社の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

当社は社外取締役として西村光治、三浦太、社外監査役として、芹沢俊太郎、勝呂和之を選任しております。

当社と社外取締役との間には、人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。当社が社外取締役に期待する機能及び役割につきましては、企業経営に関する知識・経験又は専門的な知識を有している、若しくは弁護士の資格を有し会社法務等の専門的な知見等を有する社外取締役を選任することにより、中立的な立場から当社の経営に有益な助言を頂くことであります。西村光治は弁護士資格、三浦太は公認会計士資格を有しております。

また、当社と社外監査役との間には、人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。当社が社外監査役に期待する機能及び役割につきましては、公認会計士及び税理士の資格を有し会社財務等の専門的な知見等を有する社外監査役を選任することにより社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することであります。芹沢俊太郎は公認会計士資格、勝呂和之は税理士資格を有しております。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任に当たっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

（３）【監査の状況】

①　監査役監査の状況

当社は、常勤監査役１名及び社外監査役２名の３名体制であります。社外監査役２名は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する会計士及び税理士であります。

当社の監査役会は、監査の体制及び方法について監査役会規程及び監査役監査規程を制定しており、常勤監査役が社外監査役と連携し、業務監査及び会計監査を実施しております。2026年８月期における開催回数は合計14回であり、出席率はいずれの監査役ともに100%であります。監査役会における具体的な検討内容は、内部統制システムの整備及び運用状況、リスク管理体制の構築及び運用状況、法令遵守・コンプライアンス体制の構築及び運用状況、監査報告の作成、会計監査人の職務遂行状況の評価等であります。

また、監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要な書類の閲覧、役職員への質問等を通じて、経営全般に関して幅広く監査を行う他、内部監査部門及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。監査役の監査業務を補佐する専任のスタッフを設けておりませんが、適宜管理部の担当者が事務局機能を代行しております。監査役監査を実施する手続は、監査役監査の年間計画を策定し、計画書に基づいて監査を実施します。監査の結果、改善事項が検出された場合、監査役間で意見交換を行い、取締役会で改善勧告を行います。その結果を受けて、フォローアップ監査を実施しております。

常勤監査役は、経営会議、各部門の定例会議など重要な社内会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、業務執行取締役及び各部門長へのヒアリング等を通して業務執行の日常的な監視を行っております。これらの結果を監査役会等において報告し、非常勤監査役との情報共有を図っております。

②　内部監査の状況

当社は、代表取締役直轄の内部監査専門の部署として内部監査室が設置されており、専任担当者を１名配属しております。内部監査室は、内部監査の年間計画を策定し、代表取締役からこの計画書について承認を受け、内部監査の実施に先立ち、監査対象部門へ監査実施通知書を送付し、内部監査を行っております。内部監査の結果については、代表取締役へ内部監査報告書を提出することにより、報告を行っております。

なお、内部監査室は代表取締役のみならず、必要に応じて取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行うことが出来ます。内部監査の結果、改善事項が検出された場合、監査対象部門へ改善を求め、フォローアップ監査の実施の要否を検討し、必要に応じてフォローアップ監査を実施します。

また、必要に応じて監査役と意見交換を行い適宜対応しております。加えて、内部監査室及び監査役は、監査法人と定期的に意見交換を行い、また、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めております。

③　会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(b) 継続監査期間

13年

(c) 業務を遂行した公認会計士

指定有限責任社員　業務執行社員　吉川高史
指定有限責任社員　業務執行社員　清野竜

(d) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士５名、その他13名であります。

(e) 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の品質管理体制、独立性、監査計画、監査体制、審査体制、監査の実施状況、監査報酬等の要素を個別に吟味したうえで総合的に判断し、会計監査人を選定しております。

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意を得て、監査役会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定を受け、取締役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に附議します。

当該方針に照らし、これらの要素を満たし高品質な監査を維持しつつ効率的な監査業務の運営が期待できることから、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任することに問題はないと判断しております。

(f) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対する評価を行っており、同法人による会計監査は、年間監査活動を通して従前から適正に行われていることを確認しております。また、監査役及び監査役会は、会計監査人の再任に際して、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づく確認を行い、会計監査人の監査の方法と結果を相当と認め、再任の適否について決定しております。

④ 監査報酬の内容等

(a) 公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	34,500	―	35,000	―
連結子会社	―	―	―	―
計	34,500	―	35,000	―

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（(a)を除く）

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針としております。

(e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（４）【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(a) 報酬の構成

当社は、株主総会の決議により定められた報酬限度の範囲内において決定しております。取締役の報酬等の額については、固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬等により構成しております。

(b) 報酬の上限額

当社は、役員報酬等の上限額を定時株主総会で定めており、役員賞与等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしております。なお、2015年11月26日の定時株主総会決議により、役員報酬限度額は以下のとおりとなっております。

また、当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は７名であり、対象となる監査役の員数は３名であります。

役員報酬限度額　取締役　240,000千円（2015年11月26日の定時株主総会で決議）

（１事業年度）　監査役　20,000千円（2015年11月26日の定時株主総会で決議）

(c) 個別報酬額の決定手続

当社は、各取締役に支給する基本報酬の額並びに賞与の個人別の業績評価及び額については、報酬委員会の付議による取締役会決議内容に基づき代表取締役社長ＣＥＯ宮崎龍己にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定することを基本方針としております。

なお、非金銭報酬等として職務遂行及び業績向上に対する士気を高め、株式価値向上に資するインセンティブ（業績連動報酬）としてのストックオプションの付与を行います。

個別報酬額については、上記方針に基づき、代表取締役に一任する旨を取締役会で決議しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

監査役の報酬については、会社法第387条第２項の規定に基づき、監査役の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く。）	80,910	80,910	－	－	3
監査役（社外監査役を除く。）	8,946	8,946	－	－	1
社外取締役	7,800	7,800	－	－	3
社外監査役	7,220	7,220	－	－	2

（注）１．固定報酬は業績並びに各人の業績貢献度、役割遂行度等を総合的に勘案して決定しております。

２．非金銭報酬等はストックオプションであり、会計基準に従い、当事業年度において費用計上した金額です。したがって、金銭として支給された報酬等ではなく、また、金銭の支給が保証された報酬等でもありません。

３．上記員数には、2025年11月21日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役１名が含まれております。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

役員ごとの連結報酬等の総額が１億円以上の役員が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

⑤ 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

取締役の報酬等の額の決定過程においては、取締役会により委任された代表取締役社長ＣＥＯ宮崎龍己は経営方針及び目標に対する達成状況、貢献度を総合的に勘案して策定した素案に基づき、事前協議会の審議を経て監査役が参加する取締役会で決定しております。

（５）【株式の保有状況】

①　投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断し保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

②　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業上重要な取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、資本コスト等を踏まえ当社グループの中長期的な企業価値の向上を目的として、係る取引先の株式を政策的に保有しております。

政策保有株式については、取締役会で検証しており、政策保有先ごとに中長期的な経済合理性や当社グループの事業戦略等の観点から中長期的な企業価値の向上という目的に資するかどうかを総合的に判断し、保有意義の薄れた株式については、政策保有先の状況等を勘案したうえで売却を進めるものとしております。

また、議決権行使につきましては、議案の内容を精査し企業価値向上を期待できるかなど総合的に判断しております。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式	3	3,496
非上場株式以外の株式	－	－

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数（銘柄）	株式数の増加に係る取得価額の合計額（千円）	株式数の増加の理由
非上場株式	－	－	－
非上場株式以外の株式	－	－	－

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

	銘柄数（銘柄）	株式数の減少に係る売却価額の合計額（千円）
非上場株式	1	32,000
非上場株式以外の株式	－	－

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

（1）【人材戦略に関する基本方針等】

① 人材戦略に関する基本方針

当社は、「人材」こそが企業価値の源泉であり、経営基盤を支える最も重要な資本であると位置付けております。技術者一人ひとりの専門性とパフォーマンスが事業競争力に直結するため、人材の確保・育成・定着を経営上の最重要課題と認識しております。

IT業界では、デジタル化の進展を背景としたIT人材需要の拡大が続く一方、労働人口の減少により、将来的に大幅な人材不足が生じると予測されております。加えて、生成AIの急速な進化やクラウド・ローコード開発の普及により、技術者に求められるスキルは高度化・多様化しております。こうした環境変化を持続的成長の機会と捉え、当社は以下の方針のもと、高付加価値人材の獲得・育成と、多様な人材が活躍できる組織基盤の整備に取り組んでまいります。

イ．人材の確保（採用）

新卒採用と中途採用の両輪により、多様な知識・経験・価値観を有する人材の獲得を推進しております。新卒採用では特定のスキルに偏ることなく、主体性と成長意欲を重視した採用に取り組んでおります。中途採用では、当社が求める一定の業務水準への適性を見極めたうえで、未経験者を含め、成長の可能性を有する人材の獲得を進めております。あわせて、性別や年齢等にかかわらず、多様な人材が活躍できる組織づくりを目指してまいります。

ロ．人材の育成

技術者の自律的なキャリア形成を支援するため、階層別教育と技術別教育を組み合わせた育成体系を整備しております。とりわけ、体系的な技術教育カリキュラムを提供する社内大学を設置し、社内の技術者を認定講師として育成・活用する「認定講師制度」と連動させることで、現場で培った実務知見の社内還流と教育品質の向上を図っております。

あわせて、eラーニングや資格取得支援を通じた学習環境を整備するとともに、プロジェクトマネジメント力や業務知識、ITスキルを高め、エンジニアリング力の一層の強化に取り組んでまいります。

また、生成AIをはじめとするAI技術の急速な進展を踏まえ、全従業員を対象としたAIスキルの習得を推進するとともに、研修プロセスそのものへのAI活用を進め、個別最適化された学習機会の提供に取り組んでまいります。

ハ．管理職の育成とマネジメント基盤の強化

組織力の持続的な向上には、現場を支える管理職の育成が不可欠であると認識しております。主査、課長、部長から執行役員に至る各階層に応じて、期待される役割の遂行に必要なマネジメント能力を体系的に強化しております。研修は座学にとどまらず、実務と連動した実践的なプログラムとして設計しており、部下育成・組織運営・エンゲージメント向上に資する能力の向上を図っております。とりわけ、目標設定から実行、検証、改善に至るPDCAサイクルの徹底とその高速化を重視し、変化の激しい事業環境に迅速に対応できるマネジメント基盤の強化に取り組んでおります。

ニ．エンゲージメントの向上と社内環境の整備

従業員が主体的に成長し、活躍できる企業文化の醸成に向けて、定期的なエンゲージメント調査を実施し、その分析結果を組織課題の把握と改善施策に活用しております。従業員一人ひとりの声を継続的に把握し、働きやすい職場環境の整備と従業員エンゲージメントの向上を図ることで、人材の定着率向上に努めてまいります。

② 従業員給与・報酬の額等の決定に関する方針

当社は、従業員の給与および報酬について、職務内容および職責の大きさ、業績ならびに個人の成果、外部労働市場における水準を総合的に勘案して決定しております。特に、IT人材に求められる高度な専門性や技術力を適正に評価し、競争力のある報酬水準を目指すとともに、評価制度に基づき成果や貢献度を適切に処遇へ反映することを基本方針としております。

また、中長期的な企業価値の向上と従業員の資産形成を促進する観点から、株式給付信託（J-ESOP）を活用した株式報酬制度を導入しております。従業員の業績や貢献に応じて自社株式等を給付することにより、従業員と株主との利益共有を図り、企業価値向上への動機付けを高めております。

これらの報酬体系を通じて、優秀な人材の確保・定着および従業員の成長促進を図り、企業価値の持続的な向上につなげることを目指しております。

（２）【従業員の状況】

① 連結会社の状況

2026年８月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
デジタルインテグレーション事業	2,796
みどりクラウド事業	25
機械設計エンジニアリング事業	141
全社（共通）	165
合計	3,127

（注）１．従業員数は、就業従業員数であります。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
３．従業員数が最近１年間で149名減少しました。主な理由は、従業員の自己都合退職によるものであります。

② 提出会社の状況

2026年８月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の対前事業年度増減率（%）
2,600	32.6	5.9	4,248	3.6

セグメントの名称	従業員数（名）
デジタルインテグレーション事業	2,406
みどりクラウド事業	25
機械設計エンジニアリング事業	4
全社（共通）	165
合計	2,600

（注）１．従業員数は、就業従業員数であります。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
３．臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
４．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
５．従業員数が最近１年間で481名減少しました。主な理由は、組織再編に伴い2025年9月以降において子会社である株式会社セラクCCCへ318名が転籍したことによるものであります。

③ 労働組合の状況

労働組合は組織されておりませんが、労使関係は良好であり、特記すべきことはありません。

④ 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

ア　提出会社の状況

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（%）（注）1.	男性労働者の育児休業取得率（%）（注）2.	労働者の男女の賃金の額の差異（%）（注）1.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
8.6	74.5	81.4	81.7	41.7

（注）1．管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものです。

2．男性労働者の育児休業取得率は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第25号）第71条の６第１号における育児休業等の取得割合を算出したものです。

イ　連結子会社の状況

当事業年度					
名称	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（%）（注）1.	男性労働者の育児休業取得率（%）（注）2.	労働者の男女の賃金の額の差異（%）（注）1.		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
株式会社セラクビジネスソリューションズ	―	―	89.8	91.1	―
株式会社セラクＣＣＣ	50.0	62.5	90.9	90.9	―
ＡＮＤ　Ｔｈｉｎｋ株式会社	16.7	―	87.8	87.8	―

（注）1．管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものです。

2．男性労働者の育児休業取得率は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第25号）第71条の６第１号における育児休業等の取得割合を算出したものです。

⑤ 使用人のみに対して付与した新株予約権の内容

当社は使用人等のみに対する新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容については、「1 株式等の状況」「(2)新株予約権等の状況」「①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

第５【経理の状況】

１　連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度（2025年９月１日から2026年８月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2025年９月１日から2026年８月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

３　連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、経理・財務等に関するセミナーに参加するとともに、社内規程やマニュアルを整備し随時更新を行い、連結財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1【連結財務諸表等】

（1）【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,765,946	8,634,858
売掛金及び契約資産	※1 2,835,099	※1 2,972,000
仕掛品	38,026	10,071
原材料	57,629	40,204
その他	216,664	214,363
貸倒引当金	△2,239	△2,118
流動資産合計	10,911,126	11,869,379
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 218,201	※2 355,513
工具、器具及び備品（純額）	※2 45,822	※2 41,149
土地	613,061	613,061
その他	※2 2,015	※2 12,129
有形固定資産合計	879,100	1,021,854
無形固定資産		
のれん	99,103	73,379
ソフトウエア	121	40
その他	1,807	1,807
無形固定資産合計	101,032	75,227
投資その他の資産		
投資有価証券	3,496	3,496
繰延税金資産	536,015	575,649
敷金及び保証金	337,449	318,325
保険積立金	546,696	626,339
その他	13,532	87,043
貸倒引当金	△4,113	△4,113
投資その他の資産合計	1,433,077	1,606,740
固定資産合計	2,413,210	2,703,822
資産合計	13,324,336	14,573,202

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	332,631	377,206
１年内返済予定の長期借入金	27,798	―
未払金	1,484,676	1,357,483
未払法人税等	543,327	741,866
未払消費税等	384,360	332,091
賞与引当金	1,157,787	1,214,762
受注損失引当金	1,539	―
その他	※3 350,961	※3 278,567
流動負債合計	4,283,083	4,301,977
固定負債		
退職給付に係る負債	79,720	66,368
株式給付引当金	55,525	47,058
その他	3,233	4,983
固定負債合計	138,479	118,410
負債合計	4,421,562	4,420,388
純資産の部		
株主資本		
資本金	312,433	323,356
資本剰余金	224,583	235,506
利益剰余金	8,912,336	10,387,197
自己株式	△582,678	△828,371
株主資本合計	8,866,675	10,117,690
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	4,027	6,283
その他の包括利益累計額合計	4,027	6,283
新株予約権	32,072	28,840
純資産合計	8,902,774	10,152,813
負債純資産合計	13,324,336	14,573,202

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
売上高	※1 24,776,494	※1 25,517,638
売上原価	※2 18,320,293	※2 18,576,269
売上総利益	6,456,200	6,941,369
販売費及び一般管理費	※3,※4 3,905,507	※3,※4 4,076,817
営業利益	2,550,693	2,864,551
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,384	20,369
助成金収入	―	2,902
不動産賃貸料	1,682	5,958
保険解約返戻金	5,216	3,780
補助金収入	32,798	25,324
その他	2,052	2,534
営業外収益合計	51,134	60,870
営業外費用		
支払利息	425	121
支払手数料	2,358	1,186
その他	7	―
営業外費用合計	2,791	1,308
経常利益	2,599,037	2,924,113
特別利益		
新株予約権戻入益	2,262	1,074
固定資産売却益	―	425
投資有価証券売却益	―	31,999
特別利益合計	2,262	33,500
特別損失		
固定資産除却損	※5 215	0
特別損失合計	215	0
税金等調整前当期純利益	2,601,084	2,957,613
法人税、住民税及び事業税	895,789	1,143,741
法人税等調整額	△4,394	△40,629
法人税等合計	891,395	1,103,112
当期純利益	1,709,688	1,854,501
親会社株主に帰属する当期純利益	1,709,688	1,854,501

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
当期純利益	1,709,688	1,854,501
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	1,552	2,256
その他の包括利益合計	※ 1,552	※ 2,256
包括利益	1,711,241	1,856,758
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	1,711,241	1,856,758

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	311,269	309,835	7,482,934	△374,518	7,729,520
当期変動額					
新株の発行	1,164	1,164			2,328
剰余金の配当			△175,727		△175,727
親会社株主に帰属する当期純利益			1,709,688		1,709,688
自己株式の取得				△399,135	△399,135
自己株式の処分		23,700		△23,700	－
自己株式の消却		△214,675		214,675	－
利益剰余金から資本剰余金への振替		104,558	△104,558		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,164	△85,252	1,429,402	△208,160	1,137,154
当期末残高	312,433	224,583	8,912,336	△582,678	8,866,675

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	－	2,474	2,474	30,619	7,762,614
当期変動額					
新株の発行				△460	1,868
剰余金の配当					△175,727
親会社株主に帰属する当期純利益					1,709,688
自己株式の取得					△399,135
自己株式の処分					－
自己株式の消却					－
利益剰余金から資本剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		1,552	1,552	1,912	3,465
当期変動額合計		1,552	1,552	1,452	1,140,159
当期末残高	－	4,027	4,027	32,072	8,902,774

当連結会計年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	312,433	224,583	8,912,336	△582,678	8,866,675
当期変動額					
新株の発行	10,923	10,923			21,846
剰余金の配当			△176,390		△176,390
親会社株主に帰属する当期純利益			1,854,501		1,854,501
自己株式の取得				△448,942	△448,942
自己株式の処分					－
自己株式の消却		△203,250		203,250	－
利益剰余金から資本剰余金への振替		203,250	△203,250		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	10,923	10,923	1,474,861	△245,692	1,251,015
当期末残高	323,356	235,506	10,387,197	△828,371	10,117,690

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	－	4,027	4,027	32,072	8,902,774
当期変動額					
新株の発行				△2,157	19,688
剰余金の配当					△176,390
親会社株主に帰属する当期純利益					1,854,501
自己株式の取得					△448,942
自己株式の処分					－
自己株式の消却					－
利益剰余金から資本剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		2,256	2,256	△1,074	1,181
当期変動額合計		2,256	2,256	△3,231	1,250,039
当期末残高	－	6,283	6,283	28,840	10,152,813

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,601,084	2,957,613
減価償却費	53,040	62,683
のれん償却額	25,723	25,723
株式給付引当金の増減額（△は減少）	55,525	△8,466
貸倒引当金の増減額（△は減少）	4,496	△121
賞与引当金の増減額（△は減少）	△57,313	56,974
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△9,424	△10,099
受取利息及び受取配当金	△9,384	△20,369
補助金収入	△32,798	△25,324
助成金収入	－	△2,902
支払手数料	2,358	1,186
新株予約権戻入益	△2,262	△1,074
支払利息	425	121
固定資産除却損	215	0
投資有価証券売却損益（△は益）	－	△31,999
売上債権の増減額（△は増加）	△98,324	△136,900
棚卸資産の増減額（△は増加）	170,497	45,378
前払費用の増減額（△は増加）	△33,258	7,646
仕入債務の増減額（△は減少）	70,267	44,574
未払金の増減額（△は減少）	12,631	△125,468
未払消費税等の増減額（△は減少）	△864	△52,268
その他	53,829	△70,374
小計	2,806,465	2,716,532
利息及び配当金の受取額	7,947	17,451
利息の支払額	△337	△102
助成金の受取額	－	2,902
補助金の受取額	32,798	25,324
法人税等の支払額	△793,427	△953,716
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,053,446	1,808,392
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△4,011	△2,817
定期預金の払戻による収入	2,800	101,521
有形固定資産の取得による支出	△551,831	△196,322
敷金及び保証金の差入による支出	△17,701	△1,490
有形固定資産の売却による収入	－	782
敷金及び保証金の回収による収入	1,404	10,348
長期前払費用の取得による支出	－	△74,800
投資有価証券の売却による収入	－	32,000
保険積立金の積立による支出	△81,413	△79,642
その他	－	9,738
投資活動によるキャッシュ・フロー	△650,754	△200,680
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△57,104	△27,798
リース債務の返済による支出	△706	△2,300
自己株式の取得による支出	△401,493	△450,128
配当金の支払額	△175,680	△176,322
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,868	19,688
その他	△1,532	△3,233
財務活動によるキャッシュ・フロー	△634,647	△640,095
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	768,044	967,616
現金及び現金同等物の期首残高	6,844,087	7,612,132
現金及び現金同等物の期末残高	※ 7,612,132	※ 8,579,748

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

該当事項はありません。

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　3社
連結子会社の名称　　株式会社セラクビジネスソリューションズ
株式会社セラクＣＣＣ
ＡＮＤ　Ｔｈｉｎｋ株式会社

(2) 非連結子会社の数
該当する会社はありません。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数
該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称
該当する会社はありません。

３．連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

(1) 連結の範囲の変更
連結子会社の数
前期3社、当期3社

(2) 持分法の適用範囲の変更
該当事項はありません。

４．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

５．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
仕掛品
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
原材料
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（リース資産を除く）

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	**６～18年**
工具、器具及び備品	**４～15年**

② 無形固定資産

定額法（リース資産を除く）

なお、自社利用目的のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失が見込まれ、かつ、 その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の翌連結会計年度に費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① デジタルインテグレーション事業、機械設計エンジニアリング事業

デジタルインテグレーション事業では、ITインフラソリューションとしてITシステムの構築・運用・保守を手掛けています。また、様々なクラウドシステムの運用・定着化支援を軸としたカスタマーサクセスソリューションサービスを提供しています。

機械設計エンジニアリング事業では、3DCAD分野の技術提供、機械・金型などの受託設計サービス、通信建設・情報通信分野への技術提供を行っています。

a オンサイトサービス

主に派遣契約、準委任契約において、技術者の時間稼働による技術提供のサービスを行います。

派遣契約、準委任契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

b ソリューションサービス

主に請負契約において、成果物の納品によって技術提供のサービスを行います。

請負契約から生じる履行義務は、技術提供に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込んでいる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② みどりクラウド事業

主にみどりクラウド事業では、ITを用いて農業・畜産・水産のDX化を支援する「みどりクラウド」「ファームクラウド」などのプラットフォームサービス、一次産業をはじめとした各産業分野の個別課題を解決するソリューションサービスの提供を行います。

設置端末である「みどりボックス」の販売は製品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から顧客への引渡しが完了するまでの期間が通常の期間であると考えられるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点で収益を認識しております。

また、当社は顧客に対して施設園芸農家向け及び畜産業向けのクラウドサービスの提供を行い、製品利用料を受けとります。契約から生じる履行義務は、サービス提供期間の経過に応じて充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

また、いずれの契約もその取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

５年間にわたる均等償却

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 連結財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産（純額）	536,015	575,649

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）に基づく企業の分類、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等、将来の課税所得の十分性を考慮して、回収可能性があると判断した金額を繰延税金資産として計上しております。

②当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画を基礎とした将来の課税所得の見積り及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等に基づいて判断しており、その主要な仮定は、当社の期末における将来減算一時差異の解消見込時期であります。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定は経営者の判断を伴うため、将来の課税所得や将来減算一時差異の解消見込時期の見積りが予想と異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表について重要な影響を与える可能性があります。

（請負契約における一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益）

(1) 連結財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する売上高のうち、当連結会計年度末に進行中の案件に係る売上高	86,447	69,686

前連結会計年度における株式会社セラクの計上額は84,650千円であります。

当連結会計年度における株式会社セラクの計上額は66,092千円であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込んでいる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

これらの会計処理にあたっては、当該請負契約に係る案件の見積総原価を把握することが必要不可欠であります。

請負契約は仕様や作業内容が顧客の要求に基づいて定められており、契約ごとの個別性が強く、契約時に予見できなかった作業工程の遅れ等による原価の変動など、案件ごとの見積総原価が変動する事があります。案件ごとの見積総原価は、主として工数と工数単価により見積もられる労務費及び外注費等によって構成されており、案件ごとの見積総原価の算出に用いた主要な仮定は工数（外注工数を含む）であります。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来において見積総原価の前提条件の変更等により当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌連結会計年度に係る連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日）
ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（1）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（2）適用予定日

2028年８月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（追加情報）

該当事項は有りません。

（連結貸借対照表関係）

※１　売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）（３）①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※２　有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2025年８月31日）	当連結会計年度 （2026年８月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	266,842千円	329,622千円

※３　流動負債におけるその他のうち、契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）（３）①契約資産及び契約負債等の残高等」に記載しております。

（連結損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
	1,071千円	△1,539千円

※３　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
役員報酬	122,722千円	116,288千円
給与手当	1,490,052千円	1,682,785千円
賞与	140,568千円	157,694千円
賞与引当金繰入額	135,649千円	173,924千円
法定福利費	273,482千円	311,202千円
減価償却費	36,450千円	46,614千円
採用費	298,128千円	248,485千円
貸倒引当金繰入額	4,496千円	△122千円

※４　一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
74,375千円	66,148千円

※５　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
工具、器具及び備品	215千円	0千円
計	215千円	0千円

（連結包括利益計算書関係）

※　その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
退職給付に係る調整額		
当期発生額	5,804	9,056
組替調整額	△3,565	△5,804
法人税等及び税効果調整前	2,238	3,251
法人税等及び税効果額	△685	△995
退職給付に係る調整額	1,552	2,256
その他の包括利益合計	1,552	2,256

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	13,833,300	2,600	155,000	13,680,900

（変動事由の概要）

新株予約権の行使による増加　2,600株

株式消却による減少　155,000株

２　自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	315,770	357,200	255,000	417,970

（変動事由の概要）

自己株式の取得による増加　257,200株

株式給付信託の取得による増加　100,000株

株式消却による減少　155,000株

株式給付信託への処分による減少　100,000株

（注）期末自己株式数には、株式給付信託（信託Ｅ口）が保有する当社株式100,000株が含まれております。株式給付信託の取得による増加および株式給付信託への処分による減少は、連結株主資本等変動計算書の自己株式の処分に含まれています。

3　新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	第５回新株予約権（ストックオプション）	―	―	―	―	―	832
	第６回新株予約権（ストックオプション）	―	―	―	―	―	2,152
	第７回新株予約権（ストックオプション）	―	―	―	―	―	26,414
	第８回新株予約権（ストックオプション）	―	―	―	―	―	1,784
	第９回新株予約権（ストックオプション）	―	―	―	―	―	1,887
合計		―		―	―	―	32,072

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年11月22日定時株主総会	普通株式	175,727	13.00	2024年８月31日	2024年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年11月21日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	176,390	13.20	2025年８月31日	2025年11月25日

（注）配当金総額には、株式給付信託（信託Ｅ口）が保有する当社株式に対する配当金1,320千円を含みます。

当連結会計年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

1　発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	13,680,900	29,100	150,000	13,560,000

（変動事由の概要）

新株予約権の行使による増加　29,100株
株式消却による減少　150,000株

2　自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	417,970	338,435	150,000	606,405

（変動事由の概要）

自己株式の取得による増加　338,400株
単元未満株式の買取による増加　35株
株式消却による減少　150,000株

（注）期末自己株式数には、株式給付信託（信託Ｅ口）が保有する当社株式100,000株が含まれております。株式給付信託の取得による増加および株式給付信託への処分による減少は、連結株主資本等変動計算書の自己株式の処分に含まれています。

3　新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	第６回新株予約権（ストックオプション）	―	―	―	―	―	403
	第７回新株予約権（ストックオプション）	―	―	―	―	―	25,867
	第８回新株予約権（ストックオプション）	―	―	―	―	―	726
	第９回新株予約権（ストックオプション）	―	―	―	―	―	1,843
	第10回新株予約権（ストックオプション）	―	―	―	―	―	―
合計		―	―	―	―	―	28,840

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年11月21日定時株主総会	普通株式	176,390	13.20	2025年８月31日	2025年11月25日

（注）配当金総額には、株式給付信託（信託Ｅ口）が保有する当社株式に対する配当金1,320千円を含みます。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年11月27日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年11月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	227,132	17.40	2026年８月31日	2026年11月30日

（注）配当金総額には、株式給付信託（信託Ｅ口）が保有する当社株式に対する配当金1,740千円を含みます。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度（自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度（自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
現金及び預金	7,765,946千円	8,634,858千円
預入期間が３か月を超える定期預金	153,814千円	55,109千円
現金及び現金同等物	7,612,132千円	8,579,748千円

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

車輌運搬具であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「５．会計方針に関する事項　(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法　③　リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を主に自己資金で賄っており、必要に応じて銀行借入にて調達を行う方針であります。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券については、業務上の関係を有する企業の株式であり、当該会社の財務状況の悪化等のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、財務経理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、当該会社の財務状況の悪化等によるリスクに晒されておりますが、定期的に時価及び発行会社の財務状況を把握し、その保有状況を継続的に見直しております。

②　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき当社の財務経理部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等並びに未払消費税等については現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する事から、注記を省略しております。

前連結会計年度（2025年８月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金（１年内返済予定を含む）	27,798	27,798	－
負債計	27,798	27,798	－

当連結会計年度（2026年８月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金（１年内返済予定を含む）	－	－	－
負債計	－	－	－

（注）１．市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	2025年８月31日	2026年８月31日
非上場株式		
投資有価証券	3,496	3,496

（注）２．金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2025年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	7,764,654	－	－	－
売掛金	2,726,229	－	－	－
合計	10,490,883	－	－	－

当連結会計年度（2026年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	8,633,651	－	－	－
売掛金	2,876,825	－	－	－
合計	11,510,477	－	－	－

（注）３．長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2025年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金（１年内返済予定を含む）	27,798	－	－	－	－	－
合計	27,798	－	－	－	－	－

当連結会計年度（2026年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金（１年内返済予定を含む）	－	－	－	－	－	－
合計	－	－	－	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年８月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年８月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年８月31日）

区分	時価（単位：千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金 （１年内返済予定を含む）	－	27,798	－	27,798
負債計	－	27,798	－	27,798

当連結会計年度（2026年８月31日）

区分	時価（単位：千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金 （１年内返済予定を含む）	－	－	－	－
負債計	－	－	－	－

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

負　債

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前連結会計年度（2025年８月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

当連結会計年度（2026年８月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

２．減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、該当事項はありません。

当連結会計年度において、該当事項はありません。

３．売却したその他有価証券

前連結会計年度（2025年８月31日）

該当がないため記載を省略しております。

当連結会計年度（2026年８月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	32,000	31,999	－

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び前払退職金制度を採用しております。

なお、連結子会社が有する退職給付制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
退職給付債務の期首残高	90,336	78,674
勤務費用	－	－
数理計算上の差異の発生額	△5,804	△9,056
退職給付の支払額	△6,870	△5,680
その他	1,011	1,384
退職給付債務の期末残高	78,674	65,322

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2025年８月31日）	当連結会計年度 （2026年８月31日）
非積立型制度の退職給付債務	78,674	65,322
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	78,674	65,322
退職給付に係る負債	78,674	65,322
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	78,674	65,322

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
勤務費用	―	―
数理計算上の差異の費用処理額	△3,565	△5,804
その他	1,011	1,384
確定給付制度に係る退職給付費用	△2,554	△4,419

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
数理計算上の差異	2,238	3,251
合計	2,238	3,251

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2025年８月31日）	当連結会計年度 （2026年８月31日）
未認識数理計算上の差異	△5,804	△9,056
合計	△5,804	△9,056

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
割引率	1.76%	3.04%

３．簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
退職給付に係る負債の期首残高	1,046	1,046
退職給付費用	―	―
退職給付の支払額	―	―
退職給付に係る負債の期末残高	1,046	1,046

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2025年８月31日）	当連結会計年度 （2026年８月31日）
非積立型制度の退職給付債務	1,046	1,046
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,046	1,046
退職給付に係る負債	1,046	1,046
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,046	1,046

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	前連結会計年度	－千円	当連結会計年度	－千円

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	－千円	－千円

２．権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
新株予約権戻入益	2,262千円	1,074千円

３．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	2018年２月15日 （第５回新株予約権）	2019年２月14日 （第６回新株予約権）	2020年８月６日 （第７回新株予約権）	2022年２月15日 （第８回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　１名 当社従業員　62名	当社従業員　25名 子会社取締役　１名 子会社従業員　３名	当社取締役　３名 当社従業員　44名 子会社従業員　９名	当社従業員　54名 子会社従業員　３名
株式の種類及び付与数	普通株式　156,200株 （注）	普通株式　75,500株 （注）	普通株式　184,500株 （注）	普通株式　104,000株 （注）
付与日	2018年３月５日	2019年３月５日	2020年８月24日	2022年３月15日
権利確定条件	新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。また、当社の従業員持株会に入会していることを要する。	新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。また、当社の従業員持株会に入会していることを要する。	当社の普通株式が上場された場合において、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	当社の普通株式が上場された場合において、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年３月１日から 2026年２月28日まで	2021年３月１日から 2027年２月28日まで	2022年９月１日から 2028年８月31日まで	2024年３月１日から 2030年２月28日まで

決議年月日	2024年１月18日 （第９回新株予約権）	2026年７月15日 （第10回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　　63名 子会社従業員　１名	当社従業員　　29名 子会社従業員　２名
株式の種類及び付与数	普通株式　132,400株 （注）	普通株式　61,300株 （注）
付与日	2024年２月15日	2026年８月１日
権利確定条件	当社の普通株式が上場された場合において、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	当社の普通株式が上場された場合において、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年２月１日から 2032年１月31日まで	2028年８月１日から 2034年７月31日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年８月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

決議年月日	2018年２月15日 （第５回新株予約権）	2019年２月14日 （第６回新株予約権）	2020年８月６日 （第７回新株予約権）	2022年２月15日 （第８回新株予約権）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	68,400	25,700	94,600	60,500
付与	－	－	－	－
失効	68,400	700	1,500	4,500
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	25,000	93,100	56,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	23,100	8,000	38,600	－
権利確定	－	－	－	－
権利行使	22,300	6,500	300	－
失効	800	－	500	－
未行使残	－	1,500	37,800	－

決議年月日	2024年１月18日 （第９回新株予約権）	2026年７月15日 （第10回新株予約権）
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	128,300	－
付与	－	61,300
失効	3,000	－
権利確定	－	－
未確定残	125,300	61,300
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

② 単価情報

決議年月日	2019年２月14日 （第６回新株予約権）	2020年８月６日 （第７回新株予約権）	2022年２月15日 （第８回新株予約権）	2024年１月18日 （第９回新株予約権）
権利行使価格（円）	607	1,188	1,179	1,177
行使時平均株価（円）	1,539	1,552	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	26,909	68,432	52,560	49,818

決議年月日	2026年７月15日 （第10回新株予約権）
権利行使価格（円）	1,331
行使時平均株価（円）	－
付与日における公正な評価単価（円）	41,599

４．ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第10回新株予約権

①使用した評価技法　ブラック・ショールズモデル

②主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性(注1)	37.17%
予想残存期間(注2)	4.98年
予想配当(注3)	17.40円/株
無リスク利子率(注4)	2.013%

(注) 1. 予想残存期間に対応する期間の株価実績に基づき算定しています。

2. 割当日：2026年８月１日
権利行使期間：2028年８月１日から2034年７月31日
採用した予想残存期間は割当日から権利行使期間満了日までの期間を採用しております。

3. 直近事業年度における配当予想に基づいています。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りです。

５．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （2025年８月31日）	当連結会計年度 （2026年８月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	362,565千円	391,742千円
退職給付に係る負債	25,136千円	21,041千円
未払費用	55,733千円	60,451千円
敷金及び保証金	20,238千円	23,483千円
未払事業税	30,576千円	45,431千円
投資有価証券評価損	40,831千円	34,436千円
未払事業所税	9,299千円	9,855千円
減損損失	3,391千円	3,391千円
株式給付引当金	17,501千円	14,832千円
その他	12,813千円	7,865千円
繰延税金資産小計	578,086千円	612,532千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△40,831千円	△34,436千円
評価性引当額小計	△40,831千円	△34,436千円
繰延税金資産合計	537,255千円	578,095千円
繰延税金負債		
保険積立金	△1,239千円	△1,446千円
その他	-千円	△999千円
繰延税金負債合計	△1,239千円	△2,446千円
繰延税金資産純額	536,015千円	575,649千円

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 （2025年８月31日）	当連結会計年度 （2026年８月31日）
固定資産－繰延税金資産	536,015千円	575,649千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 （2025年８月31日）	当連結会計年度 （2026年８月31日）
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.1%
留保金課税	4.3%	7.6%
住民税均等割等	0.2%	0.2%
評価性引当額の増減	△0.3%	△0.2%
税額控除	△1.2%	△1.4%
連結子会社の適用税率差異	0.6%	0.7%
その他	△0.0%	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.3%	37.3%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年９月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。なお、この変更による金額の差異は軽微であることから、記載は省略しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当社は、事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（収益認識関係）

(1)　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）　　**(単位：千円)**

	報告セグメント			合計
	デジタルインテグレーション	みどりクラウド	機械設計エンジニアリング	
売上高				
一定期間にわたり移転される財又はサービス	21,632,785	154,604	660,416	22,447,805
一時点で移転される財又はサービス	2,248,230	80,458	－	2,328,688
顧客との契約から生じる収益	23,881,016	235,062	660,416	24,776,494
外部顧客への売上高	23,881,016	235,062	660,416	24,776,494

当連結会計年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）　　**(単位：千円)**

	報告セグメント			合計
	デジタルインテグレーション	みどりクラウド	機械設計エンジニアリング	
売上高				
一定期間にわたり移転される財又はサービス	22,395,621	125,219	657,706	23,178,546
一時点で移転される財又はサービス	2,225,012	114,078	ー	2,339,091
顧客との契約から生じる収益	24,620,634	239,297	657,706	25,517,638
外部顧客への売上高	24,620,634	239,297	657,706	25,517,638

(2)　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「第５　経理の状況、１連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) ５．会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

前連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）　　（単位：千円）

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権(売掛金)	2,639,142	2,726,229
契約資産	101,745	108,869
契約負債	40,167	58,175

契約資産は、顧客との財又は役務提供による契約について、期末日時点で未請求の対価に対する当社及び連結子会社に関するものであり、成果物の納品または検収に伴い対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）　　（単位：千円）

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権(売掛金)	2,726,229	2,876,825
契約資産	108,869	95,174
契約負債	58,175	43,497

契約資産は、顧客との財又は役務提供による契約について、期末日時点で未請求の対価に対する当社及び連結子会社に関するものであり、成果物の納品または検収に伴い対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引が無いため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1　報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、かつ取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

2　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益および振替高は市場実勢価格に基づいております。

3　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額（注１）	連結財務諸表計上額（注２）
	デジタルインテグレーション	みどりクラウド	機械設計エンジニアリング	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	23,881,016	235,062	660,416	24,776,494	－	24,776,494
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	125,774	125,774	△125,774	－
計	23,881,016	235,062	786,190	24,902,269	△125,774	24,776,494
セグメント利益又はセグメント損失（△）	2,611,933	△118,810	37,018	2,530,140	20,553	2,550,693
セグメント資産	2,892,463	63,089	344,634	3,300,187	10,024,148	13,324,336
その他の項目						
のれんの償却額	25,723	－	－	25,723	－	25,723
減価償却費	52,046	654	339	53,040	－	53,040
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	－	－	－	－	677,144	677,144

（注）１．セグメント利益又はセグメント損失（△）の調整額20,553千円は、セグメント間取引消去であります。

２．セグメント利益又はセグメント損失（△）は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

３．セグメント資産調整額10,024,148千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産等が含まれております。

４．全社資産については、各報告セグメントに資産を配分しておりませんが、関連する費用については全社費用を含めて、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

５．有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額677,144千円は、神奈川県西湘地域の「バイタルビレッジ（研修施設）予定地」購入額613,061千円が含まれております。

当連結会計年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額（注１）	連結財務諸表計上額（注２）
	デジタルインテグレーション	みどりクラウド	機械設計エンジニアリング	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	24,620,634	239,297	657,706	25,517,638	―	25,517,638
セグメント間の内部売上高又は振替高	604	―	142,185	142,789	△142,789	―
計	24,621,239	239,297	799,891	25,660,428	△142,789	25,517,638
セグメント利益又はセグメント損失（△）	2,881,833	△95,921	59,439	2,845,351	19,200	2,864,551
セグメント資産	2,975,350	51,476	289,829	3,316,655	11,256,546	14,573,202
その他の項目						
のれんの償却額	25,723	―	―	25,723	―	25,723
減価償却費	61,792	643	246	62,683	―	62,683
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	―	―	―	―	205,712	205,712

（注）１．セグメント利益又はセグメント損失（△）の調整額19,200千円は、セグメント間取引消去であります。
２．セグメント利益又はセグメント損失（△）は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
３．セグメント資産調整額11,256,546千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産等が含まれております。
４．全社資産については、各報告セグメントに資産を配分しておりませんが、関連する費用については全社費用を含めて、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。
５．有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額205,712千円は、神奈川県西湘地域の研修施設「バイタルビレッジ」の改修工事183,252千円が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

１　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

１　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表計上額
	デジタルインテグレーション	みどりクラウド	機械設計エンジニアリング	合計		
当期償却額	25,723	－	－	25,723	－	25,723
当期末残高	99,103	－	－	99,103	－	99,103

当連結会計年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表計上額
	デジタルインテグレーション	みどりクラウド	機械設計エンジニアリング	合計		
当期償却額	25,723	－	－	25,723	－	25,723
当期末残高	73,379	－	－	73,379	－	73,379

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

１．関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

前連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

（イ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

（ウ）連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

（エ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	宮崎龍己	―	―	当社代表取締役	（被所有）直接35.7%	―	自己株式の取得	170,634	―	―
役員	宮崎浩美	―	―	当社専務取締役	（被所有）直接8.3%	―	自己株式の取得	29,358	―	―

当連結会計年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	宮崎龍己	―	―	当社代表取締役	（被所有）直接35.7%	―	自己株式の取得	149,888	―	―
役員	宮崎浩美	―	―	当社専務取締役上席執行役員	（被所有）直接8.2%	―	自己株式の取得	50,048	―	―

（注）公正性を担保するための措置として、当社は自己株式立会外買付取引ToSTNeT-3を利用し、取得日前日の株価終値での本件自己株式取得を行っております。尚、利益相反を回避するための措置に関する事項として、利害関係を有する取締役である宮崎龍己氏および宮崎浩美氏を除いた取締役３名（うち社外取締役２名）のみで、本件自己株式取得に係る取締役会の審議および決議を行っております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
１株当たり純資産額	668.83円	781.56円
１株当たり当期純利益	127.16円	140.46円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	126.89円	140.31円

（注）１．　１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
１株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	1,709,688	1,854,501
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	1,709,688	1,854,501
普通株式の期中平均株式数（株）	13,445,150	13,203,252
潜在株式調整後１株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（千円）	－	－
普通株式増加数（株）	28,086	13,944
（うち新株予約権）（株）	(28,086)	(13,944)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権５種類 （新株予約権の数3,775個）	新株予約権５種類 （新株予約権の数3,607個）

（注）２．１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額又は純損失金額の算定上、信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式を、普通株式の期末自己株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

（重要な後発事象）

（セグメント区分の変更）

当社は、2026年10月29日開催の取締役会において、報告セグメントの変更を行うことを決議いたしました。

当社グループは、2023年８月期第３四半期から当連結会計年度（2026年８月期）まで、セグメント情報における報告セグメントを「デジタルインテグレーション事業」「みどりクラウド事業」および「機械設計エンジニアリング事業」の３区分としておりました。従来の「デジタルインテグレーション事業」では、DX領域で「Salesforce」「COMPANY」といったクラウドシステムの運用・定着支援を、SI領域では企業システムの保守・運用、セキュリティおよびITインフラ（基盤）のシステム構築・開発を行ってまいりました。

当社グループは、AIソリューションカンパニーへの変革に向け、AI事業の立ち上げおよび既存事業のAIシフトを推進しております。こうした方針のもと、AI関連事業を一体的に管理する体制へ移行するため、2027年８月期より、報告セグメント区分を「AI」および「DI（デジタルインテグレーション）」の２区分に変更することといたしました。

具体的には、従来の「デジタルインテグレーション事業」のDX領域および「みどりクラウド事業」を「AI」セグメントに再編するとともに、AIソリューション領域を新設いたしました。また、同事業のセキュリティおよびSI領域は引き続き「DI」セグメントとし、「機械設計エンジニアリング事業」を同セグメントに再編いたしました。

変更後の「AI」セグメントでは、AI導入・業務実装支援や「Salesforce」「COMPANY」の定着・活用支援等を行い、「DI」セグメントでは、ITシステム全般におけるソリューションを提供してまいります。

なお、変更後のセグメント区分に基づく当連結会計年度の報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目に関する情報については、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注１）	連結財務諸表計上額（注２）
	AI	DI	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,114,649	19,402,988	25,517,638	－	25,517,638
セグメント間の内部売上高又は振替高	44,914	16,055	60,969	△60,969	－
計	6,159,563	19,419,043	25,578,607	△60,969	25,517,638
セグメント利益	808,385	1,729,018	2,537,404	327,147	2,864,551
セグメント資産	537,661	2,566,266	3,103,928	11,469,274	14,573,202
その他の項目					
のれんの償却額	10,558	15,165	25,723	－	25,723
減価償却費	8,218	54,465	62,683	－	62,683
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	－	－	－	205,712	205,712

（注）１．セグメント利益の調整額327,147千円は、セグメント間取引消去であります。

２．セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

３．セグメント資産調整額11,469,274千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産等が含まれております。

４．全社資産については、各報告セグメントに資産を配分しておりませんが、関連する費用については全社費用を含めて、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

５．有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額205,712千円は、神奈川県西湘地域の研修施設「バイタルビレッジ」の改修工事183,252千円が含まれております。

（譲渡制限付株式報酬制度の導入）

当社は、2026年10月29日付けの当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下、「本議案」という。）を2026年11月27日開催予定の当社第39期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしました。

１．本制度の導入目的等

（１）本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を含む。以下、「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

（２）本制度の導入条件

本制度においては、対象取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として、譲渡制限付株式又は譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権を支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2015年11月26日開催の当社第28期定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は年額240,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を、年額36,000千円（うち社外取締役は年額7,200千円）以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

２．本制度の概要

（１）譲渡制限付株式の割当て及び払込み

譲渡制限付株式の割当ては、当社取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものとする。

①対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として、その発行又は処分に係る払込みを要せずに譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「無償交付」という。）

②対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「現物出資交付」という。）

Ⅰ.無償交付の場合

無償交付の場合は、譲渡制限付株式の発行又は処分に係る払込みは要しないが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を算出し、当該算出された譲渡制限付株式に関する報酬等の額が上記の年額の範囲内となるようにする。

また、上記の譲渡制限付株式は、対象取締役が、下記（３）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として割り当てる。

Ⅱ.現物出資交付の場合

現物出資交付の場合は、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記（３）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

（２）譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数21,000株（うち社外取締役は4,200株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

（３）譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、３年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

②譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（自己株式取得に係る事項の一部変更（取得枠の拡大））

当社は、2026年７月27日開催の取締役会で会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得に係る事項を決議しておりますが、2026年10月29日開催の取締役会において、当該自己株式の取得に係る事項のうち、自己株式の取得枠拡大について決議しました。

１．変更の理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行、M&Aにおける活用およびインセンティブ・プランでの活用等ならびに株主の皆様への利益還元を更に推し進めるために自己株式の取得枠拡大を行うものであります。

２．取得に係る事項の変更内容（変更箇所は下線を付しています）

	変更前 (2026年７月27日開催取締役会決議)	変更後 (2026年10月29日開催取締役会決議)
(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	500,000株（上限）	1,000,000株（上限）
(3) 株式の取得価額の総額	500,000,000円（上限）	1,000,000,000円（上限） (500,000,000円を追加)
(4) 取得期間	2026年７月28日～2027年６月30日	2026年７月28日～2027年６月30日
(5) 取得方法	①自己株式立会外買付取引 （ToSTNeT-3）による買付け ②東京証券取引所における市場買付	①自己株式立会外買付取引 （ToSTNeT-3）による買付け ②東京証券取引所における市場買付

３．支配株主との取引等に関する事項

（１）支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件自己株式の取得枠の拡大における取得のうち①の取得方法によるものは、当社の支配株主である代表取締役社長ＣＥＯ宮崎龍己氏およびその近親者である専務取締役上席執行役員宮崎浩美氏が売り手として参加することを予定したものであるため、本件自己株式の取得は支配株主との取引等に該当します。

当社が2025年11月25日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下の通りです。

「支配株主との取引においては、市場実勢価格等を勘案し、他の一般取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、少数株主に不利益を与えることのないよう適切に対応しております。また、法令や社内規程に基づき、特別委員会からの答申、取締役会の決議を経た上で行うと共に、監査役監査等を通じて、適正な取引が行われているかを監視します。」

本件自己株式の取得は、以上の指針に基づいて決定されたものであります。

（２）公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、取得日前日の株価終値での本件自己株式取得を行っております。

利益相反を回避するための措置に関する事項として、利害関係を有する取締役である宮崎龍己氏および宮崎浩美氏を除いた取締役３名（うち社外取締役２名）のみで、本件自己株式取得に係る取締役会の審議および決議を行っております。

（３）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本件自己株式の取得に関する取締役会の決議に際しては、特別委員会に意見書の作成を依頼し、支配株主と特別な利害関係を有しない独立役員である西村光治氏および芹沢俊太郎氏の２名から、2026年10月20日付で、本件自己株式の取得は以下の通り公正性を担保する措置および利益相反回避措置が取られていることから、少数株主にとって不利益ではない旨の意見を得ております。

①本件自己株式の取得枠拡大および取得は、取得時期・方法等に鑑み、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行、Ｍ＆Ａにおける活用およびインセンティブ・プランでの活用等ならびに株主の皆様への利益還元を可能とするものであり、少数株主に対して不利益を与える目的や意図があって実施されるものではないこと。

②本件自己株式の取得枠拡大および取得に係る意思決定については、利害関係を有する宮崎龍己氏および宮崎浩美氏を除いた取締役のみで実施することとしており、意思決定過程の公正性の確保、利益相反を回避するための措置が取られていること。

③東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用され、価格の公正性が担保され、かつ他の株主にも取引機会が平等に与えられており、取引条件の公平性が確保されていること。

４．取得の状況

①自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

（１）取得対象株式の種類	当社普通株式
（２）取得した株式の総数	172,100株
（３）株式の取得価額の総額	249,889,200円
（４）取得日	2026年10月30日

②東京証券取引所における市場買付

（１）取得対象株式の種類	当社普通株式
（２）取得した株式の総数	35,200株
（３）株式の取得価額の総額	49,900,100円
（４）取得期間	2026年９月１日～2026年９月30日（約定日ベース）

（自己株式の消却）

当社は、2026年10月29日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、資本効率の向上及び株主還元を目的として自己株式を消却することを決議しました。

１．消却する株式の種類	当社普通株式
２．消却する株式の総数	170,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合1.25%）
３．消却日	2026年11月10日

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	27,798	－	－	－
１年以内に返済予定のリース債務	58	－	－	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）	－	－	－	－
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く）	－	4,983	－	－
合計	27,856	4,983	－	－

（注）１．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

３．長期借入金及びリース債務（１年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	－	－	－	－
リース債務	1,673	1,553	39	－

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

（２）【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

（累計期間）		第１四半期	中間連結会計期間	第３四半期	当連結会計年度
売上高	（千円）	6,252,936	12,489,793	18,910,758	25,517,638
税金等調整前中間（当期）（四半期）純利益金額	（千円）	587,619	1,239,011	2,095,380	2,957,613
親会社株主に帰属する中間（当期）（四半期）純利益金額	（千円）	356,971	709,655	1,247,663	1,854,501
１株当たり中間（当期）（四半期）純利益金額	（円）	26.93	53.56	94.20	140.46

（会計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純利益金額　（円）	26.93	26.63	40.65	46.39

2【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,425,106	7,598,182
売掛金及び契約資産	※ 2,359,916	※ 2,386,886
仕掛品	35,144	7,984
原材料	57,629	40,204
前払費用	193,396	186,539
未収入金	※ 432,713	※ 146,524
その他	9,556	3,742
貸倒引当金	△2,093	△1,930
流動資産合計	9,511,369	10,368,134
固定資産		
有形固定資産		
建物	214,196	351,595
工具、器具及び備品	45,237	40,567
土地	613,061	613,061
その他（純額）	2,015	12,129
有形固定資産合計	874,511	1,017,354
無形固定資産		
電話加入権	1,587	1,587
無形固定資産合計	1,587	1,587
投資その他の資産		
投資有価証券	3,496	3,496
関係会社株式	506,729	506,729
繰延税金資産	447,117	465,476
敷金及び保証金	329,104	310,080
保険積立金	543,096	622,139
その他	13,532	87,043
貸倒引当金	△4,113	△4,113
投資その他の資産合計	1,838,963	1,990,851
固定資産合計	2,715,062	3,009,793
資産合計	12,226,432	13,377,928

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※ 299,922	※ 328,011
１年内返済予定の長期借入金	27,798	―
未払金	※ 1,357,744	※ 1,095,547
未払費用	223,500	192,898
未払法人税等	479,704	590,770
未払消費税等	298,637	234,051
預り金	74,755	22,746
賞与引当金	1,105,009	1,003,185
受注損失引当金	1,539	―
その他	56,934	43,257
流動負債合計	3,925,545	3,510,467
固定負債		
退職給付引当金	84,478	74,378
株式給付引当金	55,525	47,058
その他	3,233	4,983
固定負債合計	143,237	126,420
負債合計	4,068,783	3,636,888
純資産の部		
株主資本		
資本金	312,433	323,356
資本剰余金		
資本準備金	224,583	235,506
資本剰余金合計	224,583	235,506
利益剰余金		
利益準備金	11,290	11,290
その他利益剰余金		
別途積立金	31,700	31,700
繰越利益剰余金	8,128,248	9,938,716
利益剰余金合計	8,171,238	9,981,706
自己株式	△582,678	△828,371
株主資本合計	8,125,576	9,712,199
新株予約権	32,072	28,840
純資産合計	8,157,649	9,741,039
負債純資産合計	12,226,432	13,377,928

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
売上高	※2 20,485,079	※2 20,752,447
売上原価	※2 15,290,198	※2 15,345,770
売上総利益	5,194,881	5,406,676
販売費及び一般管理費	※1,※2 3,396,205	※1,※2 3,532,061
営業利益	1,798,675	1,874,615
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,791	805,834
不動産賃貸料	1,682	5,958
補助金収入	32,798	25,324
業務受託料	※2 296,383	※2 333,132
その他	36,917	21,192
営業外収益合計	375,572	1,191,442
営業外費用		
支払利息	334	121
支払手数料	2,358	1,186
営業外費用合計	2,693	1,308
経常利益	2,171,554	3,064,749
特別利益		
新株予約権戻入益	2,262	1,074
固定資産売却益	―	425
投資有価証券売却益	―	31,999
特別利益合計	2,262	33,500
特別損失		
固定資産除却損	215	0
特別損失合計	215	0
税引前当期純利益	2,173,601	3,098,250
法人税、住民税及び事業税	762,957	926,500
法人税等調整額	4,254	△18,359
法人税等合計	767,212	908,141
当期純利益	1,406,389	2,190,108

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	311,269	223,419	86,416	309,835	11,290	31,700	7,002,145	7,045,136
当期変動額								
新株の発行	1,164	1,164	－	1,164	－	－	－	
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△175,727	△175,727
当期純利益	－	－	－	－	－	－	1,406,389	1,406,389
自己株式の取得								
自己株式の処分			23,700	23,700				
自己株式の消却			△214,675	△214,675				
利益剰余金から資本剰余金への振替	－	－	104,558	104,558	－	－	△104,558	△104,558
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	―	－	
当期変動額合計	1,164	1,164	△86,416	△85,252	－	－	1,126,102	1,126,102
当期末残高	312,433	224,583	－	224,583	11,290	31,700	8,128,248	8,171,238

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△374,518	7,291,721	－	－	30,619	7,322,341
当期変動額						
新株の発行	－	2,328			△460	1,868
剰余金の配当	－	△175,727			－	△175,727
当期純利益	－	1,406,389			－	1,406,389
自己株式の取得	△399,135	△399,135				△399,135
自己株式の処分	△23,700					－
自己株式の消却	214,675					－
利益剰余金から資本剰余金への振替	－				－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－			1,912	1,912
当期変動額合計	△208,160	833,855			1,452	835,307
当期末残高	△582,678	8,125,576	－	－	32,072	8,157,649

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	312,433	224,583	－	224,583	11,290	31,700	8,128,248	8,171,238
当期変動額								
新株の発行	10,923	10,923	－	10,923	－	－	－	
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△176,390	△176,390
当期純利益	－	－	－	－	－	－	2,190,108	2,190,108
自己株式の取得								
自己株式の処分				－				
自己株式の消却			△203,250	△203,250				
利益剰余金から資本剰余金への振替	－	－	203,250	203,250	－	－	△203,250	△203,250
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	
当期変動額合計	10,923	10,923	－	10,923	－	－	1,810,468	1,810,468
当期末残高	323,356	235,506	－	235,506	11,290	31,700	9,938,716	9,981,706

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△582,678	8,125,576	－	－	32,072	8,157,649
当期変動額						
新株の発行	－	21,846			△2,157	19,688
剰余金の配当	－	△176,390			－	△176,390
当期純利益	－	2,190,108			－	2,190,108
自己株式の取得	△448,942	△448,942				△448,942
自己株式の処分	－	－				－
自己株式の消却	203,250					
利益剰余金から資本剰余金への振替	－	－			－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－			△1,074	△1,074
当期変動額合計	△245,692	1,586,622			△3,231	1,583,390
当期末残高	△828,371	9,712,199	－	－	28,840	9,741,039

【注記事項】

（重要な会計方針）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2　棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	**６～18年**
工具、器具及び備品	**４～15年**

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用目的のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

4　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の翌事業年度に費用処理しております。

(4) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(5) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

5　退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

6　収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) デジタルインテグレーション事業、機械設計エンジニアリング事業

デジタルインテグレーション事業では、ITインフラソリューションとしてITシステムの構築・運用・保守を手掛けています。また、様々なクラウドシステムの運用・定着化支援を軸としたカスタマーサクセスソリューションサービスを提供しています。

機械設計エンジニアリング事業では、3DCAD分野の技術提供、機械・金型などの受託設計サービス、通信建設・情報通信分野への技術提供を行っています。

a オンサイトサービス

主に派遣契約、準委任契約において、技術者の時間稼働による技術提供のサービスを行います。

派遣契約、準委任契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

b ソリューションサービス

主に請負契約において、成果物の納品によって技術提供のサービスを行います。

請負契約から生じる履行義務は、技術提供に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込んでいる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) みどりクラウド事業

主にみどりクラウド事業では、ITを用いて農業・畜産・水産のDX化を支援する「みどりクラウド」「ファームクラウド」などのプラットフォームサービス、一次産業をはじめとした各産業分野の個別課題を解決するソリューションサービスの提供を行います。

設置端末である「みどりボックス」の販売は製品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から顧客への引渡しが完了するまでの期間が通常の期間であると考えられるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点で収益を認識しております。

また、当社は顧客に対して施設園芸農家向け及び畜産業向けのクラウドサービスの提供を行い、製品利用料を受けとります。契約から生じる履行義務は、サービス提供期間の経過に応じて充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

また、いずれの契約もその取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

7　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積り）

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産（純額）	447,117	465,476

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」の内容と同一であります。

（請負契約における一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益）

(1) 財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する売上高のうち、当事業年度末に進行中の案件に係る売上高	84,650	66,092

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

また、進捗度を合理的に見積もることができず、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込んでいる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、収益認識会計基準第96項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

これらの会計処理にあたっては、当該請負契約に係る案件の見積総原価を把握することが必要不可欠であります。

請負契約は仕様や作業内容が顧客の要求に基づいて定められており、契約ごとの個別性が強く、契約時に予見できなかった作業工程の遅れ等による原価の変動など、案件ごとの見積総原価が変動する事があります。

案件ごとの見積総原価は、主として工数と工数単価により見積もられる労務費及び外注費等によって構成されており、案件ごとの見積総原価の算出に用いた主要な仮定は工数（外注工数を含む）であります。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来において見積総原価の前提条件の変更等により当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌事業年度に係る財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

（追加情報）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

※　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
短期金銭債権	432,519千円	137,596千円
短期金銭債務	18,220千円	18,934千円

（損益計算書関係）

※１　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度11.0%、当事業年度15.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度89.0%、当事業年度84.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
役員報酬	104,562千円	104,876千円
給与手当	1,219,524千円	1,393,713千円
賞与	116,830千円	130,429千円
賞与引当金繰入額	107,539千円	146,398千円
法定福利費	233,228千円	268,301千円
減価償却費	36,042千円	46,225千円
採用費	215,481千円	168,733千円
貸倒引当金繰入額	4,352千円	△164千円

※２　関係会社との取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
営業取引による取引高	242,017千円	226,523千円
営業取引以外による取引高	332,069千円	346,347千円

（有価証券関係）

子会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 （千円）	当事業年度 （千円）
子会社株式	506,729	506,729

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	291,091千円	309,858千円
退職給付引当金	26,542千円	23,444千円
未払費用	44,747千円	47,808千円
敷金及び保証金	20,006千円	23,144千円
未払事業税	23,808千円	29,158千円
関係会社株式評価損	12,638千円	12,638千円
投資有価証券評価損	40,831千円	34,436千円
未払事業所税	8,030千円	8,316千円
減損損失	3,391千円	3,391千円
株式給付引当金	17,501千円	14,832千円
その他	11,996千円	6,521千円
繰延税金資産小計	500,587千円	513,552千円
評価性引当額	△53,470千円	△47,075千円
繰延税金資産合計	447,117千円	466,476千円
繰延税金負債		
その他	－千円	△999千円
繰延税金負債合計	－千円	△999千円
繰延税金資産純額	447,117千円	465,476千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	－%	△7.8%
留保金課税	5.1%	7.3%
住民税均等割等	0.1%	0.1%
評価性引当額の増減	－%	△0.2%
税額控除	△0.5%	△0.3%
その他	△0.2%	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.3%	29.3%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年９月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。なお、この変更による金額の差異は軽微であることから、記載は省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

（譲渡制限付株式報酬制度の導入）

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（自己株式取得に係る事項の一部変更（取得枠の拡大））

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（自己株式消却）

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	384,011	184,944	－	568,955	217,360	47,545	351,595
工具、器具及び備品	129,214	6,557	956	134,815	94,247	10,870	40,567
土地	613,061	－	－	613,061	－	－	613,061
その他	11,141	210,597	197,187	24,551	12,421	3,295	12,129
有形固定資産計	1,137,428	402,099	198,143	1,341,384	324,029	61,712	1,017,354
無形固定資産							
ソフトウエア	－	－	－	－	－	－	－
電話加入権	1,587	－	－	1,587	－	－	1,587
無形固定資産計	1,587	－	－	1,587	－	－	1,587
長期前払費用	1,289	74,800	1,289	74,800	－	－	74,800

（注）１．当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。
建物　神奈川県西湘地域「バイタルビレッジ研修施設」改修工事 183,252千円
２．「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	6,207	1,303	1,467	6,043
賞与引当金	1,105,009	1,003,185	1,105,009	1,003,185
受注損失引当金	1,539	－	1,539	－
株式給付引当金	55,525	－	8,466	47,058

（２）【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

（３）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年９月１日から翌年８月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３か月以内
基準日	毎年８月31日
剰余金の配当の基準日	毎年８月31日、毎年２月末日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 － 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行います。 ただし、電子公告を行うことのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりであります。http://www.seraku.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）　定款の規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度　第38期（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）　2025年11月20日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類
2025年11月20日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書、半期報告書の確認書
（第39期中）（自　2025年９月１日　至　2026年２月28日）2026年４月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書　2025年11月26日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号（当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生）の規定に基づく臨時報告書　2026年２月27日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自2025年11月１日　至2025年11月30日）2025年12月１日関東財務局長に提出
報告期間（自2025年12月１日　至2025年12月31日）2026年１月５日関東財務局長に提出
報告期間（自2026年１月１日　至2026年１月31日）2026年２月２日関東財務局長に提出
報告期間（自2026年２月１日　至2026年２月28日）2026年３月２日関東財務局長に提出
報告期間（自2026年３月１日　至2026年３月31日）2026年４月１日関東財務局長に提出
報告期間（自2026年４月１日　至2026年４月30日）2026年５月１日関東財務局長に提出
報告期間（自2026年５月１日　至2026年５月31日）2026年６月１日関東財務局長に提出
報告期間（自2026年６月１日　至2026年６月30日）2026年７月１日関東財務局長に提出
報告期間（自2026年７月１日　至2026年７月31日）2026年８月３日関東財務局長に提出
報告期間（自2026年８月１日　至2026年８月31日）2026年９月１日関東財務局長に提出
報告期間（自2026年９月１日　至2026年９月30日）2026年10月１日関東財務局長に提出
報告期間（自2026年10月１日　至2026年10月31日）2026年11月２日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年11月26日

株式会社セラク

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉川　高史

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　清野　竜

＜連結財務諸表監査＞
監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セラクの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セラク及び連結子会社の2026年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項
監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社セラクにおける売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項５．会計方針に関する事項（５）重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、オンサイトサービス（派遣契約、準委任契約）については、契約期間内の労働時間の経過により履行義務が充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識している。また、ソリューションサービス（請負契約）については、技術提供に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高25,517,638千円のうち、大半は株式会社セラクの売上高20,752,447千円である。売上高は、経営管理者及び財務諸表利用者が重視する指標の一つであり、利益の最も重要な源泉であるため、会計方針に従い適切な期間に売上が計上されていることが重要となる。以上より、当監査法人は、株式会社セラクの売上高の期間帰属の適切性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、売上高の期間帰属の適切性の検証に当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・オンサイトサービスの売上高については、契約書や作業実績表等を入手し、売上の計上時期が適切であることを確かめた。 ・ソリューションサービスの売上高については、契約書、注文書、検収書等を入手し、売上の計上時期が適切であることを確かめた。 ・期末日を基準とした残高確認の発送対象の選定にあたり、対前月比で期末日における売掛金残高が一定の基準値以上増加した得意先、および過去一定期間に取引がない得意先のうち期末日における売掛金残高が一定の基準値以上の得意先の有無について検討した。 ・連結会計年度末日後の仕訳レビューを行い、重要な取消や修正の有無を検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セラクの2026年８月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社セラクが2026年８月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。**
- **財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。**
- **内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。**

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月26日

株式会社セラク

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉川　高史

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　清野　竜

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セラクの2025年９月１日から2026年８月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セラクの2026年８月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社セラクにおける売上高の期間帰属の適切性

重要な会計方針６．収益及び費用の計上基準に記載のとおり、オンサイトサービス（派遣契約、準委任契約）については、契約期間内の労働時間の経過により履行義務が充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識している。また、ソリューションサービス（請負契約）については、技術提供に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

当事業年度の損益計算書に計上されている売上高は20,752,447千円である。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。